

第37回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

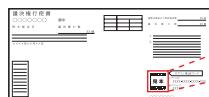
2022年3月23日（水曜日） 午前10時
（受付開始 午前9時）

場 所

ザ・プリンス パークタワー東京
地下2階 ボールルーム
（東京都港区芝公園四丁目8番1号）

議決権行使も招集ご通知
閲覧もスマートフォンで簡単

議決権行使をする！



議決権行使書の右下に記載
された「QRコード」を利用

招集ご通知を見る！



こちらの「QRコード」又はURL
(<https://p.sokai.jp/2914/>)
よりアクセスいただきご参照く
ださい。

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件①
- 第3号議案 定款一部変更の件②
- 第4号議案 定款一部変更の件③
- 第5号議案 取締役10名選任の件
- 第6号議案 社外取締役の報酬額改定の件

新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、株主の皆様の安全を最優先に、株主総会へのご来場を見合わせていただき、事前にインターネット又は郵送により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会のお土産をご用意しておりません。

ひとの
ときを、
想う。 JT

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方々、ご遺族の皆様にお悔やみ申し上げますとともに、感染拡大の防止にご尽力されている医療関係者をはじめとした皆様へ深く感謝申し上げます。

ここに第37回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当社グループを取り巻く経営環境は、国際的な政治情勢の変化や為替変動リスク等不確実性の高い状況にあり、コロナ禍による消費者行動や企業活動の変化、世界的な経済活動の停滞リスク等により、引き続き今後の見通しが不透明な状況にあると認識しております。

また、たばこ事業におけるRRPの競争激化や更なる規制の進展等、各事業の環境は一層厳しさを増しています。加えて、デジタル・テクノロジーの進展、生活者の意識・行動の変化及びESGやサステナビリティに対する意識の高まり等、世の中の大きくかつ急速な流れもあり、こうした状況を踏まえ、当社グループは「変化への対応力」という受け身の対応だけではなく、たばこ事業運営体制の一本化等、自ら変化を起こし、変革をリードする組織への進化を加速してまいります。

その進化に向けては、お客様視点を起点とした行動変革が必要であり、そのためにも当社グループの経営理念である「4Sモデル」を更なる高みに発展させていくことが重要と認識しています。「4Sモデル」とは、「お客様を中心として、株主、従業員、社会の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者の満足度を高めていく」ことを掲げた当社グループの経営理念です。

この「4Sモデル」に基づき、中長期に亘る利益成長に向けた事業投資を着実に実行していくことが、企業価値の継続的な向上に繋がり、株主様を含む4者のステークホルダーにとって共通利益となるベストなアプローチであると確信しております。その追求に向け、当社はグループをあげて、全力で取り組んでまいります。



代表取締役社長

寺島正道

2022年3月
代表取締役社長 寺島正道

目次

招集ご通知

第37回定時株主総会招集ご通知	3
インターネット・郵送による議決権行使方法のご案内	5
インターネットによるライブ配信及び 事前ご質問受付のご案内	7

株主総会参考書類（議案）

株主総会参考書類	9
----------	---

事業報告 ※ご参考として、グラフや写真等を掲載しております。

I. 企業集団の現況に関する事項	38
II. 会社の株式に関する事項	57
III. 会社役員に関する事項	59
IV. 会計監査人に関する事項	68

Web 会社の新株予約権等に関する事項

Web 業務の適正を確保するための体制等の整備についての
決議の内容の概要及び当該体制の運用状況

連結計算書類

連結財政状態計算書	69
連結損益計算書	70

Web 連結持分変動計算書

Web 連結計算書類の注記

計算書類

貸借対照表	71
損益計算書	72

Web 株主資本等変動計算書

Web 計算書類の注記

監査報告

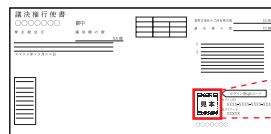
連結計算書類に係る会計監査人監査報告	73
会計監査人監査報告	75
監査役会監査報告	77

Web このマークの事項は、法令及び当社定款第17条の定めに従い、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には記載していません。

スマートフォンで議決権行使をする！

- ✓ 従来の用紙記入・郵送が不要
- ✓ パソコンの起動・議決権行使ウェブサイトへの遷移が不要
- ✓ 面倒なID・パスワードの入力が不要

詳細は「インターネット・郵送による議決権行使方法のご案内」（5頁）をご覧ください。



スマートフォンで招集ご通知を見る！

当社では、招集ご通知の主要なコンテンツの閲覧や議決権行使ウェブサイトへアクセスできる「スマート招集」を導入しております。

以下の「QRコード」又はURL (<https://p.sokai.jp/2914/>)よりアクセスいただきご参照ください。



株主各位

東京都港区虎ノ門四丁目1番1号

日本たばこ産業株式会社

代表取締役社長 寺 晶 正 道

第37回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第37回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、株主の皆様の安全を最優先に、本株主総会へのご来場を見合わせていただき、事前にインターネット又は郵送により、2022年3月22日（火曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日 時	2022年3月23日（水曜日）午前10時
2	場 所	東京都港区芝公園四丁目8番1号 ザ・プリンス パークタワー東京 地下2階 ボールルーム
3	報告事項	1. 第37期（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第37期（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）計算書類の内容報告の件
	目的事項 決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件① 第3号議案 定款一部変更の件② 第4号議案 定款一部変更の件③ 第5号議案 取締役10名選任の件 第6号議案 社外取締役の報酬額改定の件

以 上

当社ウェブサイトに掲載する事項のお知らせ

- 本株主総会招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第17条の定めに従い、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.jti.co.jp/>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には記載しておりません。
 - 事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」及び「業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要及び当該体制の運用状況」
 - 連結計算書類の「連結持分変動計算書」及び「連結計算書類の注記」
 - 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の注記」
 なお、これらの事項は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.jti.co.jp/>）に掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.jti.co.jp/>

本株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

株主様へのお願い

- **新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、株主の皆様の安全を最優先に、本株主総会へのご来場を見合わせていただきますようお願い申し上げます。**
- **株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利となります。事前にインターネット又は郵送により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**なお、行使期限は2022年3月22日（火曜日）午後6時までとなっておりますのでご注意ください。詳細につきましては、5頁から6頁をご参照ください。

<会場における対応のご案内>

- ・ **ご来場の株主様におかれましては、アルコール消毒液の使用とマスクの着用をお願いいたします。ご協力いただけない場合は、ご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。**
- ・ 受付において、サーモグラフィで体温チェックをさせていただきます。体調不良と見受けられる方等には、運営スタッフがお声掛けのうえ、ご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 開会後に体調がすぐれないようにお見受けされる方につきましても、運営スタッフがお声掛けする場合やご退出をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 会場の座席は、間隔を空けた配置とさせていただくことから、ご用意できる席数が限られております。そのため、当日ご来場いただいてもご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 株主総会の議事は、円滑かつ効率的に執り行うことで、短時間でを行う予定でありますので、ご理解並びにご協力をお願いいたします。
- ・ 事業・商品紹介コーナー等は中止とさせていただきます。
- ・ 従来実施しておりました飲料水（ペットボトル）の配布は控えさせていただきます。

当社の対応

- 運営スタッフは、検温を含め、あらかじめ体調を十分確認したうえで参加することといたします。
- 運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。
- 受付のほか会場内各所にアルコール消毒液を設置いたします。

株主総会の運営についてのその他ご案内

- 当日ご来場の際は、本株主総会招集ご通知に同封の議決権行使書を会場受付にご提出ください。また、本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 代理人がご来場の場合は、議決権行使書に加えて委任状が必要となります。なお、代理人は、当社の議決権を有する株主様1名に限らせていただきます。
- 当日の議事進行につきましては、日本語で行います。通訳者（手話通訳者を含みます。）の同席は可能ですので、同席をご希望の場合は、当日受付にてお申し出願います。なお、日本語の手話通訳に限り、当社にて通訳者を手配することも可能ですので、ご必要の場合は、3月16日（水曜日）までに必着で当社宛に書面にてお申し出願います。
- 株主総会のお土産はご用意しておりません。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- **株主総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう、株主様向けにインターネットによるライブ配信を行います。また、インターネットによる事前のご質問をお受けいたします。詳細につきましては、7頁から8頁をご参照ください。**

株主総会の運営について重要な変更が生じる場合は、当社ウェブサイト（<https://www.jti.co.jp/>）にてお知らせいたします。

インターネット・郵送による議決権行使方法のご案内



インターネットにより議決権を行使される場合

スマートフォン又はパソコン等から、以下の方法により議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

行使期限 ▶▶▶▶ 2022年3月22日（火）午後6時まで



スマートフォンから

お手元の議決権行使書の右下に記載されたQRコードを読み取ってください。



- ✓ 従来の用紙記入・郵送が不要
- ✓ パソコンの起動・議決権行使ウェブサイトへの遷移が不要
- ✓ 面倒なID・パスワードの入力が不要

※QRコード読取によるログインでの議決権行使は1回のみ可能です。再行使する場合は、「パソコン等から」と同様の方法で行使願います。

※スマートフォンの機種によりQRコードでのログインができない場合があります。

※ご利用のQRコード読取アプリによっては操作が必要な場合もあります。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



パソコン等から

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

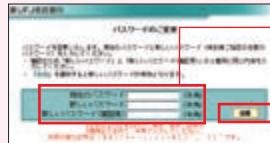
2 お手元の議決権行使書の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。



「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

※パソコンで表示した場合の画面イメージです。

3 新しいパスワードを登録してください。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご不明な点等がございましたら、以下のヘルプデスクへお問い合わせ願います。

システム等に関する
お問い合わせ先 ▶

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク



0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00 通話料無料)

機関投資家の皆様へ 当社は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。



郵送により議決権を行使される場合

同封の議決権行使書に賛否をご表示いただき、ご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 ▶▶▶▶▶ 2022年3月22日（火）午後6時まで

議決権行使書用紙

議決権行使書 日本たばこ産業株式会社 御中 私（、2022年3月23日開催の日本たばこ産業株式会社第37回定時株主総会（継続会又は延会を含む）の各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。 2022年3月 日 （ご注意） 各議案につき賛否のご表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。 日本たばこ産業株式会社		議 決 権 の 数 個、 <table border="1"> <thead> <tr> <th>議 案</th> <th>原 案 対 対 否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号議案</td> <td>賛 否</td> </tr> <tr> <td>第2号議案</td> <td>賛 否</td> </tr> <tr> <td>第3号議案</td> <td>賛 否</td> </tr> <tr> <td>第4号議案</td> <td>賛 否</td> </tr> <tr> <td>第5号議案</td> <td>賛 (ただし を除く) 否</td> </tr> <tr> <td>第6号議案</td> <td>賛 否</td> </tr> </tbody> </table>	議 案	原 案 対 対 否	第1号議案	賛 否	第2号議案	賛 否	第3号議案	賛 否	第4号議案	賛 否	第5号議案	賛 (ただし を除く) 否	第6号議案	賛 否	基準日現在のご所有株式数 株 議 決 権 の 数 個 お 願 い 1. 新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、株主総会へのご来場を見合わせていただき、以下いずれかの方法で事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。 行使期限：2022年3月22日午後6時 ① 議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、期限までに到着するようにご返送いただく方法 ② スマートフォンでログイン用QRコードを読み取るか、ウェブサイト（https://vote.tsmc.jtc/）に以下のID、パスワードにてログイン後、期限までに議決権をご行使いただく方法 ③ 株主総会にご出席の際は、左の議決権行使書用紙を出席票に代えさせていただきますので、この部分を切り取らずに会場受付にご提出ください。 ④ 裏面もよくお読みください。
議 案	原 案 対 対 否																
第1号議案	賛 否																
第2号議案	賛 否																
第3号議案	賛 否																
第4号議案	賛 否																
第5号議案	賛 (ただし を除く) 否																
第6号議案	賛 否																
		① ログイン用QRコード ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX 仮パスワード * 株主番号(8桁) XXXXXX 日本たばこ産業株式会社															

こちらに、各議案の賛否をご表示ください。

第1号・第2号・第3号・第4号・第6号議案 第5号議案

賛成の場合：「賛」の欄に○印

反対の場合：「否」の欄に○印

全員賛成の場合：「賛」の欄に○印

全員反対の場合：「否」の欄に○印

一部の候補者を反対される場合：

「賛」の欄に○印をご表示のうえ、反対される候補者の番号を（ ）内にご記入ください。

インターネットによる議決権行使に必要な「QRコード」、「ログインID」と「仮パスワード」が記載されています。

◎複数回に亘り議決権を行使された場合の取り扱い

(1) インターネットによる方法と郵送による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。

(2) インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

インターネットによるライブ配信及び事前ご質問受付のご案内



株主総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう、株主様向けにインターネットによるライブ配信を行います。



スマートフォン又はパソコン等から、以下の方法によりライブ配信用ウェブサイトへアクセスしていただき、株主ID（＝株主番号）とパスワード（＝郵便番号）を入力の上、ご覧ください。

1 配信日時

2022年3月23日（水） 午前10時～株主総会終了時刻まで

※配信ページは、株主総会の開始時刻30分前（午前9時30分）頃より使用可能です。

2 当日の視聴方法

株主様認証画面（ログイン画面）で必要となる「株主ID（＝株主番号）」と「パスワード（＝郵便番号）」をあらかじめご用意の上、以下のライブ配信用ウェブサイトへアクセスしてください。

ライブ配信用ウェブサイト <https://www.virtual-sr.jp/users/jti2022/login.aspx>



株主ID ▶ 議決権行使書類等に記載されている「株主番号」（数字8桁）

パスワード ▶ 株主名簿上のご登録住所の「郵便番号」（12月末時点）（数字7桁、ハイフン無し）

株主様認証画面（ログイン画面）イメージ



① 「株主ID（＝株主番号）」を入力

② 「パスワード（＝郵便番号）」を入力

③ 利用規約をご確認の上、
「上記規約に同意する」にチェック

④ 「視聴する」をクリック

※ライブ配信用ウェブサイト（<https://www.virtual-sr.jp/users/jti2022/login.aspx>）にて、3月21日（月）より視聴環境テストを事前に行っていただけます。

議決権行使書イメージ

本招集ご通知7頁の「株主ID(=株主番号)」と「パスワード(=郵便番号)」は議決権行使書に記載されております。

※議決権行使書を投函される場合は、その前に必ずお手元に「株主番号」をお控えください。なお、失念された際は、以下の「ログインに関するお問い合わせ先」までご連絡ください。

議決権の種類	株主の氏名	株主ID	議決権の数
第1号議決権	株主の氏名	株主ID	議決権の数
第2号議決権	株主の氏名	株主ID	議決権の数
第3号議決権	株主の氏名	株主ID	議決権の数
第4号議決権	株主の氏名	株主ID	議決権の数
第5号議決権	株主の氏名	株主ID	議決権の数
第6号議決権	株主の氏名	株主ID	議決権の数

【ご注意ください】

②「パスワード(=郵便番号)」は議決権行使書に記載の郵便番号とは異なる場合があります(株主総会基準日以降の住所変更や、議決権行使書送付先をご指定いただいている場合等の情報が反映されておられません)。また、日本国外居住の株主様につきまして、常任代理人のご指定がある場合は、当該代理人の郵便番号をご入力ください。

②パスワード(=郵便番号)

①株主ID(=株主番号)

3 ご注意事項

- インターネットによるライブ配信で株主総会をご覧いただく場合、会社法上の株主総会への出席とはならず、当日の質問や議決権行使はできません。事前にインターネット又は郵送により議決権行使をお願いいたします(事前行使の方法は、5頁から6頁をご参照ください。)
- ご使用のパソコン環境やインターネットの接続環境により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ご覧いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。
- 何らかの事情により、当日インターネットによるライブ配信を行うことができなくなった場合は、当社ウェブサイト(<https://www.jti.co.jp/>)にてお知らせいたします。

4 インターネットによる事前ご質問の受付について

- 本株主総会の目的事項につきまして、株主様から事前にご質問をお受けいたします。「2 当日の視聴方法」をご参照のうえライブ配信用ウェブサイトにごログインいただき、画面の案内に従ってカテゴリの選択と事前ご質問の入力をお願いいたします。
 - 受付期間：2022年3月16日(水)午後5時まで
 - ご留意事項
 - 株主様からいただきましたご質問につきましては、株主総会当日に回答させていただく予定です。なお、いただいたご質問すべてについて回答することをお約束するものではありませんので、あらかじめご了承ください。
 - 質問フォームには、300字の文字制限がございます。
 - ご質問は、本株主総会の目的事項に関する内容で、お一人様につき1問といたしたく、ご協力をお願いいたします。

ログインに関する
お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 0120-262-545 (通話料無料)

▶ 2月25日(金)～3月22日(火) (受付時間 土日を除く9:00～17:00)
3月23日(水) (受付時間 9:00～株主総会終了時刻まで)

※配信環境等ライブ配信の視聴に関する技術的なお問い合わせは、ライブ配信用ウェブサイト (<https://www.virtual-sr.jp/users/jti2022/login.aspx>) で別途ご案内します。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、経営理念に基づき、中長期に亘る持続的な利益成長に繋がる事業投資^(注1)を最優先に実行し、同時に事業投資による利益成長と株主還元のバランスを重視するという経営資源配分方針を掲げています。その中で、強固な財務基盤^(注2)を維持しつつ、中長期の利益成長に応じた株主還元の向上を図っております。

これらの方針のもと、第37期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

- (注) 1. たばこ事業の成長投資を最重要視し、質の高いトップライン成長を通じた為替一定調整後営業利益の成長を目指す。
2. 経済危機等に備えた堅牢性及び機動的な事業投資等への柔軟性を担保

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

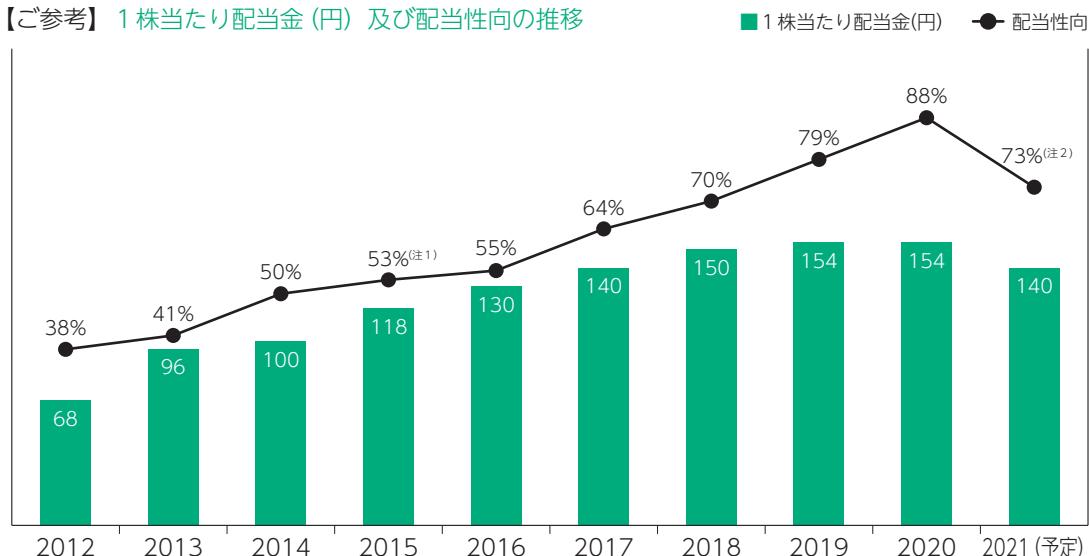
当社普通株式1株につき金75円 総額 133,089,352,425円

なお、昨年9月に中間配当金として65円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、1株につき140円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年3月24日

【ご参考】 1株当たり配当金(円) 及び配当性向の推移

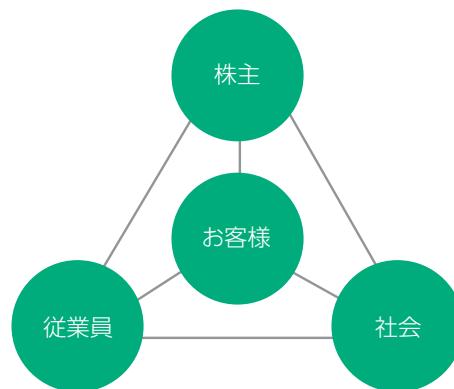


- (注) 1. 2015年度は、飲料自販機オペレーター事業子会社の当社株式等の譲渡及び当社飲料製品の製造販売事業の終了に伴い、飲料事業を非継続事業に分類しております。非継続事業を含めた配当性向は44%となります。
2. 2021年度より、資本市場における競争力ある水準として配当性向75%を目安(±5%程度の範囲内で判断)とする方針としております。

【ご参考】経営計画2022における経営資源配分方針について

経営理念

お客様を中心として、株主、従業員、社会の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者の満足度を高めていく



経営計画2022においては、たばこ事業におけるRRP^(注1)への投資を強化することに伴い、当該期間における為替一定ベースの調整後営業利益の成長率^(注2)は、年平均mid single digit^(注3)成長を想定するも、その効果発現を通じ、引き続き為替一定ベースの調整後営業利益の成長率における、中長期に亘る年平均mid to high single digit^(注4)成長を目指してまいります。また、経営資源配分方針については、以下のとおりとしております。

経営資源配分方針

当社グループの経営理念である4Sモデルに基づき経営資源の配分を実行

- ・中長期に亘る持続的な利益成長に繋がる事業投資を最優先
- ・事業投資による利益成長と株主還元のバランスを重視

事業投資

- －お客様へ新たな価値・満足を継続的に提供することで、質の高いトップライン成長を目指す
- －たばこ事業の成長投資を最重要視

株主還元

- －強固な財務基盤を維持しつつ、中長期の利益成長を実現することにより株主還元の向上を目指す
- －資本市場における競争力のある水準^(注5)として「配当性向75%」を目安^(注6)とする
- －自己株式取得は当該年度における財務状況及び中期的な資金需要等を踏まえて実施の是非を検討

- (注) 1. RRPは、加熱式たばこ及びE-Vapor製品等、喫煙に伴う健康リスクを低減させる可能性のある製品 (Reduced-Risk Products, RRP) を指しております。加熱式たばこは、たばこ葉を使用し、たばこ葉を燃焼させずに、加熱等によって発生するたばこペーパー (たばこ葉由来の成分を含む蒸気) を愉しむ製品です。一方、E-Vapor製品は、たばこ葉を使用せず、装置内もしくは専用カートリッジ内のリキッド (液体) を電気加熱させ、発生するペーパー (蒸気) を愉しむ製品です。
2. 調整後営業利益は、営業利益 (損失) から買収に伴い生じた無形資産に係る償却費、調整項目 (収益及び費用) を除いて算出した数値です。なお、調整項目 (収益及び費用) はのれんの減損損失、リストラクチャリング収益及び費用等です。また、為替一定ベースの調整後営業利益の成長率とは、海外たばこ事業における当期の調整後営業利益を前年同期の為替レートを用いて換算・算出することにより、為替影響を除いた指標です。
3. mid single digit : 一桁台半ばのパーセンテージ
4. mid to high single digit : 一桁台半ばから後半のパーセンテージ
5. ステークホルダーモデルを掲げ、高い事業成長を実現しているグローバルFMCG (Fast Moving Consumer Goods) 企業群の還元動向をモニタリング
6. ±5%程度の範囲内で判断

第2号議案 定款一部変更の件①

1. 変更の理由

経営環境の変化により迅速に対応できる経営体制を構築するとともに、取締役の経営責任の更なる明確化及び株主の皆様による信任機会の増加によりコーポレート・ガバナンスの一層の強化を企図し、取締役の任期を現行の2年から1年に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 増員のため選任された取締役又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。	(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 (現行どおり)

第3号議案 定款一部変更の件②

1. 変更の理由

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となりました。当社といたしましては、感染症拡大や自然災害をはじめとする大規模災害の発生や、社会のデジタル化進展等も念頭に置きつつ、株主総会開催方式の選択肢を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考え、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款第15条の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更に関しては、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集及び招集地)</p> <p>第15条 本会社の定時株主総会は、毎年3月に、臨時株主総会は、必要がある場合に随時、取締役会の決議に基づいて、あらかじめ取締役会の定めた取締役が招集する。</p> <p>2 前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p><u>3 株主総会は、これを本店の所在地又はこれに隣接する地において招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(招集)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>3 本会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>

第4号議案 定款一部変更の件③

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は、電子提供制度においては不要となるため、これを削除するものであります。
- (2) 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (3) 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第17条</u> 本公司は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第17条</u> 本公司は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>会社法第325条の2の規定による電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2</u> 本公司は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに会社法第325条の5の規定による書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>附 則 (新 設)</p>	<p>附 則 <u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u> 第5条 現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第17条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。 3 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第5号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（9名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。当社グループを取り巻く事業環境を踏まえ、引き続き中長期に亘る持続的な利益成長と企業価値の向上を実現していくにあたり、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実・強化を図るため社外取締役を1名増員し、新たに取締役10名（うち社外取締役4名）の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当	人事・報酬諮問委員会	重要な兼職数	在任年数	当期における取締役会への出席状況
1	再任 いわ い むつ お 岩 井 睦 雄	取締役会長	●	2	6年	13回/13回 (100%)
2	新任 おか もと しげ あき 岡 本 薫 明	取締役副会長	●	3	—	—
3	再任 てら ばたけ まさ みち 寺 畠 正 道	代表取締役社長 最高経営責任者	—	1	4年	13回/13回 (100%)
4	再任 み なみ なお ひろ 見 浪 直 博	代表取締役副社長 財務・Corporate Communications担当	—	1	4年	13回/13回 (100%)
5	再任 ひろ わたり きよ ひで 廣 渡 清 栄	代表取締役副社長 コーポレート・ サステナビリティマネジメント・ 医薬事業・食品事業担当	—	—	4年	13回/13回 (100%)
6	再任 やま した かず ひと 山 下 和 人	取締役専務執行役員 コーポレートガバナンス・ コンプライアンス担当	—	—	3年	13回/13回 (100%)
7	再任 こう だ ま いん 幸 田 真 音	社外取締役	●	3	9年9ヶ月	13回/13回 (100%)
8	再任 なが しま ゆ き こ 長 嶋 由紀子	社外取締役	●	3	3年	13回/13回 (100%)
9	再任 き てら まさ と 木 寺 昌 人	社外取締役	●	2	1年	9回/9回 (100%)
10	新任 しょう じ てつ や 庄 司 哲 也	社外取締役	●	4	—	—

※当社における地位、担当及び人事・報酬諮問委員会は、各候補者の選任が承認された場合の予定をそれぞれ記載しております。

※重要な兼職数は、本定時株主総会招集ご通知発送日時点の兼職数を記載しております。

※在任年数は、本定時株主総会終結時の在任年数を記載しております。

候補者番号 いわ い む つ お

1 岩井睦雄

(1960年10月29日生)

所有する当社の株式数 36,000株



再任

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1983年 4月	日本専売公社入社	2011年 6月	当社取締役
2003年 6月	当社経営企画部長		JT International S.A. Executive Vice President
2004年 7月	当社経営戦略部長	2013年 6月	当社専務執行役員 企画責任者
2005年 6月	当社執行役員 食品事業本部 食品事業部長	2016年 1月	当社専務執行役員 たばこ事業本部長
2006年 6月	当社取締役 常務執行役員 食品事業本部長	2016年 3月	当社代表取締役副社長 たばこ事業本部長
2008年 6月	当社常務執行役員 企画責任者	2020年 1月	当社取締役
2010年 6月	当社取締役 常務執行役員 企画責任者 兼 食品事業担当	2020年 3月	当社取締役副会長 (現在)
		2020年 6月	株式会社ベネッセホールディングス 社外取締役 (現在)
		2021年 6月	TDK株式会社社外取締役 (現在)

(重要な兼職の状況)

株式会社ベネッセホールディングス社外取締役
TDK株式会社社外取締役

取締役候補者とした理由

岩井睦雄氏は、2020年3月に当社取締役副会長に就任しております。同氏は、当社代表取締役副社長として、不透明かつ不確実な事業環境においても、的確な意思決定力に裏打ちされた力強い事業執行力で、主力事業であるたばこ事業を牽引した経験を有しております。加えて、食品事業、企画担当等、国内外における様々な経験を通じて培ってきた幅広く深い知見と洞察力が、当社グループにおける監督機能強化や各ステークホルダーとの関係強化に寄与しており、今後も当社グループのコーポレート・ガバナンスの向上において必要不可欠と考えることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

※岩井睦雄氏は、2020年1月1日付で代表権のない取締役に就任しております。

候補者番号

おかもとしげあき

2

岡本薫明

(1961年2月20日生)

所有する当社の株式数 0株



新任

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1983年4月	大蔵省入省	2017年7月	同主計局長
2001年7月	金融庁総務企画局総務課管理室長	2018年7月	同財務事務次官 (2020年7月退官)
2002年7月	同監督局総務課金融危機対応室長	2021年6月	株式会社よみうりランド社外監査役 (現在)
2004年7月	財務省主計局調査課長	2021年12月	株式会社読売新聞大阪本社 社外監査役(現在)
2006年7月	同主計局主計官 兼 主計局総務課		株式会社読売新聞西部本社 社外監査役(現在)
2009年7月	同大臣官房秘書課長		
2012年8月	同主計局次長		
2015年7月	同大臣官房長		

(重要な兼職の状況)

株式会社よみうりランド社外監査役
株式会社読売新聞大阪本社社外監査役
株式会社読売新聞西部本社社外監査役

取締役候補者とした理由

岡本薫明氏は、長年に亘る省庁における経験の中で、財務事務次官などの重要な役職を歴任し、国の政策全般における豊富な知見と経験を有しております。同氏の経験に裏打ちされた幅広い視野と高い視座は、当社グループの更なるコーポレート・ガバナンスの充実において必要不可欠であると考え、選任をお願いするものであります。

候補者番号 てらばたけまさみち

3 寺島正道

(1965年11月26日生)

所有する当社の株式数 132,700株



再任

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1989年 4月	当社入社	2013年 6月	当社取締役
2005年 7月	当社秘書室長		JT International S.A. Executive Vice President
2008年 7月	当社経営企画部長	2018年 1月	当社執行役員社長 最高経営責任者
2011年 6月	当社執行役員 企画責任者 兼 食品事業担当	2018年 3月	当社代表取締役社長 最高経営責任者 (現在)
2012年 6月	当社執行役員 企画責任者		

(重要な兼職の状況)

JT International Group Holding B.V. Chairman and Managing Director

取締役候補者とした理由

寺島正道氏は、2018年1月に当社執行役員社長、同年3月に代表取締役社長に就任しております。国内外の経営戦略立案・実行、JT International S.A. Executive Vice Presidentとして海外たばこ事業の事業執行など、様々な任務を通じて培った豊富な経験とグローバルな事業経営に関する知見及び強いリーダーシップで、これまで当社グループの成長を牽引してまいりました。同氏が有する極めて高い視座・幅広い視野と、強い変革力は、今後も当社グループの経営にとって必要不可欠であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

※寺島正道氏は、2020年1月1日より、たばこ事業本部長を兼ねております。

候補者番号

みなみなおひろ

4

見浪直博

(1964年1月21日生)

所有する当社の株式数 48,300株



再任

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1986年4月	当社入社	2018年1月	当社執行役員副社長
2005年12月	当社経理部長		最高財務責任者、コミュニケーション担当
2010年7月	当社財務副責任者 兼 経理部長	2018年3月	当社代表取締役副社長
2012年6月	当社執行役員 財務責任者 兼 経理部長	2022年1月	当社代表取締役副社長
2012年7月	当社執行役員 財務責任者		財務・Corporate Communications担当 (現在)

(重要な兼職の状況)

JT International Holding B.V. Supervisory Board member

取締役候補者とした理由

見浪直博氏は、2018年1月に当社執行役員副社長、同年3月に代表取締役副社長に就任しております。当社経理部長、執行役員財務責任者等を歴任するなかで培ってきた会計・財務分野を中心とした幅広く深い知見を如何なく発揮し、当社経営の一翼を担い、その成長に貢献してまいりました。同氏の多様な経験と、それに裏打ちされた的確な意思決定力と戦略志向は、当社グループの事業成長を支える経営基盤の整備、拡充に資するものであり、今後の当社のグループ経営を更に推進するために必要不可欠であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 ひろわたりきよひで

5

廣渡清栄

(1965年11月11日生)

所有する当社の株式数 47,700株



再任

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1989年 4月	当社入社	2018年 3月	当社代表取締役副社長
2010年 7月	当社法務部長		コンプライアンス・総務・法務・
2012年 6月	当社執行役員 法務責任者 兼 法務部長		企画・IT・CSR・人事・監査担当
2014年 7月	当社執行役員 法務責任者	2019年 1月	当社代表取締役副社長
2015年 1月	当社執行役員		コーポレート・医薬事業・食品事業担当
	たばこ事業本部 事業企画室長	2022年 1月	当社代表取締役副社長
2017年 1月	当社執行役員 人事担当		コーポレート・サステナビリティマネジメント・
2018年 1月	当社執行役員副社長		医薬事業・食品事業担当（現在）
	コンプライアンス・総務・法務・		
	企画・IT・CSR・人事・監査担当		

取締役候補者とした理由

廣渡清栄氏は、2018年1月に当社執行役員副社長、同年3月に代表取締役副社長に就任しております。当社執行役員法務責任者、たばこ事業本部事業企画室長、人事担当等の多様な要職の歴任から獲得した企業法務・事業経営・人事等の領域における幅広い知見とリーダーシップを、当社の持続的成長の基盤整備及び戦略策定に発揮してまいりました。同氏がこれまで多岐に亘る分野で培ってきた知見と経験に基づく鋭い洞察力、的確な意思決定力は、今後も当社グループの経営にとって必要不可欠であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 やましたかずひと

6 山下和人 (1963年2月4日生)

所有する当社の株式数 33,100株



再任

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1986年4月	当社入社	2019年1月	当社専務執行役員
2007年5月	当社たばこ事業本部 渉外企画部長		コンプライアンス・サステナビリティマネジメント・
2009年7月	当社たばこ事業本部 社会環境推進部長		総務担当
2010年6月	当社執行役員 たばこ事業本部 渉外責任者	2019年3月	当社取締役専務執行役員
			コンプライアンス・サステナビリティマネジメント・
2015年1月	当社常務執行役員 たばこ事業本部 中国事業部長		総務担当
		2022年1月	当社取締役専務執行役員
			コーポレートガバナンス・コンプライアンス担当 (現在)

取締役候補者とした理由

山下和人氏は、2019年3月に当社取締役専務執行役員に就任しております。当社執行役員渉外責任者、常務執行役員中国事業部長等として社会環境整備の推進及び海外事業の発展に注力してきた幅広い経験とそれらを通じて獲得してきた知見を、当社の事業環境整備に発揮し、貢献してまいりました。

同氏がこれまで培ってきた幅広い知見とリーダーシップは、今後も当社グループの持続的成長の基盤となるコーポレート・ガバナンスに必要な不可欠なものであり、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 こうだ まいん

7

幸田真音

(1951年4月25日生)

社外取締役在任年数(本定時株主総会終結時) 9年9ヶ月
所有する当社の株式数 0株



再任

社外取締役

独立役員

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1995年 9月	作家として独立 (現在)	2013年 6月	株式会社LIXILグループ 社外取締役
2003年 1月	財務省財政制度等審議会委員	2016年 6月	株式会社日本取引所グループ 社外取締役 (現在)
2004年 4月	滋賀大学経済学部客員教授	2018年 6月	三菱自動車工業株式会社 社外取締役 (現在)
2005年 3月	国土交通省交通政策審議会委員		
2006年11月	政府税制調査会委員		
2010年 6月	日本放送協会経営委員		
2012年 6月	当社社外取締役 (現在)		

(重要な兼職の状況)

作家
株式会社日本取引所グループ社外取締役
三菱自動車工業株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

幸田真音氏は、2012年6月に当社社外取締役に就任いただいております。過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与しておりませんが、国際金融に関する高い識見や、政府等の審議会委員等を歴任された幅広い経験に加え、作家活動にて発揮されている深い洞察力と客観的な視点を当社の経営に反映していただくとともに、独立・公正な立場から業務執行の監督に尽力いただきました。

同氏の多様な経験と幅広い知見は、今後も当社のグループ経営において必要不可欠であることから、引き続き当社社外取締役として取締役会及び人事・報酬諮問委員会等における積極的な提言や助言を通じて、当社グループのコーポレート・ガバナンス向上への貢献を期待し、選任をお願いするものであります。

独立性について

- ・幸田真音氏は、当社の「社外役員の独立性基準」及び株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。当社は、同氏が2013年6月まで経営委員を務めた日本放送協会と、放送法に基づき締結される放送受信契約に基づき、日本放送協会に対して、一定の受信料の支払を行っておりますが、2021年度の当該受信料の支払金額は、日本放送協会の2020年度経常事業収入の0.001%未満、当社の2021年度の連結売上収益の0.001%未満と僅少であります。当該受信料の支払は、放送法に基づく交渉余地のないものであり、事業取引に該当しないものです。当該受信料の支払のほか、日本放送協会との間に事業上の取引関係はありません。
- また、当社は、同氏が社外取締役に務める株式会社日本取引所グループの子会社である株式会社東京証券取引所に対して、上場に係る手数料等の支払を行っておりますが、2021年度の当該上場に係る手数料等の支払金額は、株式会社日本取引所グループの2020年度連結営業収益の0.005%未満、当社の2021年度の連結売上収益の0.001%未満と僅少であります。これらの関係は、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
- ・当社は、同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員に指定しており、同氏の選任が承認された場合、再度独立役員に指定する予定であります。



再任

社外取締役

独立役員

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1985年4月	株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）入社	2016年6月	同社常勤監査役（現在）
2006年4月	同社執行役員	2018年4月	株式会社リクルート常勤監査役（現在）
2008年1月	株式会社リクルートスタッフィング代表取締役社長	2019年3月	当社社外取締役（現在）
2012年10月	株式会社リクルートホールディングス執行役員	2021年6月	住友商事株式会社社外監査役（現在）

(重要な兼職の状況)

株式会社リクルートホールディングス常勤監査役

株式会社リクルート常勤監査役

住友商事株式会社社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長嶋由紀子氏は、2019年3月に当社社外取締役に就任いただいております。事業創発や人材派遣領域等の幅広い領域での事業執行・企業経営の経験と、監査役としての経験に基づく客観的な視点を当社の経営に反映していただくとともに、独立・公正な立場からの業務執行の監督に尽力いただきました。

同氏の経営と監査双方の立場での経験と、それにより培われた高い識見は、今後も当社のグループ経営において必要不可欠であることから、引き続き当社社外取締役として取締役会及び人事・報酬諮問委員会等における積極的な提言や助言を通じて、当社グループのコーポレート・ガバナンス向上への貢献を期待し、選任をお願いするものであります。

独立性について

- 長嶋由紀子氏は、当社の「社外役員の独立性基準」及び株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。当社は、同氏が常勤監査役を務める株式会社リクルートホールディングス、株式会社リクルート双方との間に取引関係がありますが、2021年度の取引金額は株式会社リクルートホールディングスの2020年度連結売上収益の0.01%未満、当社の2021年度の連結売上収益の0.01%未満であり、僅少であります。
- また、当社は、同氏が社外監査役を務める住友商事株式会社と取引関係がありますが、2021年度の取引金額は住友商事株式会社の2020年度連結売上収益の0.001%未満、当社の2021年度の連結売上収益の0.001%未満であり、僅少であります。これらの関係は、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
- 当社は、同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員に指定しており、同氏の選任が承認された場合、再度独立役員に指定する予定であります。
- 同氏が常勤監査役を務める株式会社リクルートホールディングス及び株式会社リクルートは、2019年5月、業務委託先への委託料支払に関し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法に違反する行為があったとして、公正取引委員会から勧告を受けました。また、同氏が常勤監査役を務める株式会社リクルートは、同氏による事業運営委託のもと、その子会社である株式会社リクルートキャリアが運営していた学生の選考離脱や内定辞退の可能性を示すサービス「リクナビDMPフォロー」において、2019年12月、個人情報の保護に関する法律に違反する事実等があったとして、個人情報保護委員会より勧告及び指導を、2019年12月、職業安定法及び同法に基づく指針に違反する事実等があったとして、東京労働局より指導を受けました。いずれの事案においても、同氏は、上記各事実が判明するまでかかる各事実を認識しておりませんが、日頃から取締役会において法令遵守の視点に立った意見陳述等を行ってまいりました。上記各事実の判明後は、その都度、社内監査部門からの情報収集や再発防止策への提言・確認に努めました。

候補者番号

き てら ま さ と

9

木寺昌人

(1952年10月10日生)

社外取締役在任年数(本定時株主総会終結時) 1年

所有する当社の株式数 0株



再任

社外取締役

独立役員

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1976年 4月	外務省入省	2016年 6月	特命全権大使 フランス共和国駐劔 兼 アンドラ公国、モナコ公国駐劔 (2019年12月退官)
2008年 1月	同省中東アフリカ局アフリカ審議官 兼 第四回アフリカ開発会議事務局長	2020年 4月	当社アドバイザー
2008年 7月	同省国際協力局長	2020年 6月	丸紅株式会社社外取締役(現在)
2010年 1月	同省大臣官房長		日本製鉄株式会社社外取締役(現在)
2012年 9月	内閣官房副長官補	2021年 3月	当社社外取締役(現在)
2012年11月	特命全権大使 中華人民共和国駐劔		
2016年 4月	特命全権大使 フランス共和国駐劔		

(重要な兼職の状況)

丸紅株式会社社外取締役
日本製鉄株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

木寺昌人氏は、2021年3月に当社社外取締役に就任いただいております。過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与しておりませんが、長年に亘り、外務省を中心とした官界における要職を歴任し、外交等を通じて培われた豊富な国際経験と国際情勢等に関する高い識見を地政学リスクが高まる世界情勢の中でグローバルに事業を展開する当社グループの経営に反映いただくとともに、更なるコーポレート・ガバナンスの充実に資する助言や監督に尽力いただきました。

同氏のグローバルベースの多様な経験と幅広い知見は、今後も当社のグループ経営において必要不可欠であることから、引き続き当社社外取締役として取締役会及び人事・報酬諮問委員会等における積極的な提言や助言を通じて、当社グループのコーポレート・ガバナンス向上への貢献を期待し、選任をお願いするものであります。

独立性について

- ・木寺昌人氏は、当社の「社外役員の独立性基準」及び株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。当社は、同氏が社外取締役を務める丸紅株式会社と取引関係がありますが、2021年度の当該取引金額は、丸紅株式会社の2020年度連結収益の0.001%未満、当社の2021年度の連結売上収益の0.001%未満と僅少であります。
- また、当社は、2020年4月から、将来的な社外取締役就任の可能性があることも踏まえ、当社の経営状況、業務内容等を事前に把握していただくとともに、独立した立場から経営・事業に係る助言を得るため、非常勤アドバイザー契約を締結しておりました。当該契約に係る報酬は、助言の対価として支払われたものであり、これまで同氏に支払った対価は、当社の社外役員の独立性基準で定める年間1,000万円以下です。なお、同氏との非常勤アドバイザー契約は、2021年3月24日開催の第36回定時株主総会において、同氏の選任が承認された時点をもって解消しております。
- これらの関係は、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
- ・当社は、同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員に指定しており、同氏の選任が承認された場合、再度独立役員に指定する予定であります。

候補者番号 しょうじ てつ や

10 庄司哲也 (1954年2月28日生)

所有する当社の株式数 0株



新任

社外取締役

独立役員

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1977年4月	日本電信電話公社 入社	2018年10月	NTT株式会社 (NTT, Inc.) 取締役
2006年6月	西日本電信電話株式会社取締役 人事部長	2020年6月	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ 株式会社相談役 (現在)
2009年6月	日本電信電話株式会社取締役 総務部門長	2021年3月	サッポロホールディングス株式会社 社外取締役 (現在)
2012年6月	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ 株式会社代表取締役副社長	2021年6月	日立造船株式会社社外取締役 (現在) 三菱倉庫株式会社社外取締役 (現在)
2015年6月	同社代表取締役社長		

(重要な兼職の状況)

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社相談役
サッポロホールディングス株式会社社外取締役
日立造船株式会社社外取締役
三菱倉庫株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

庄司哲也氏は、電気通信事業者において代表取締役社長を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験・実績・見識を有しております。同氏には社外取締役として、企画・人事・グローバル展開・デジタルイノベーションの推進等におけるこれまでの幅広い経験を、グローバルに事業を展開し、IT/情報セキュリティを今後ますます重要な経営基盤の一つと考える当社グループの経営に反映いただくとともに、当社の更なるコーポレート・ガバナンスの充実に資する助言や監督を適切に行っていただけることを期待し、選任をお願いするものであります。

独立性について

- ・庄司哲也氏は、当社の「社外役員の独立性基準」及び株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。当社は、同氏が相談役を務めるエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社と取引関係がありますが、2021年度の当該取引金額は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の2020年度連結収益の0.2%未満、当社の2021年度の連結売上収益の0.05%未満と僅少であります。
- ・また、同氏が社外取締役を務める三菱倉庫株式会社と取引関係がありますが、2021年度の当該取引金額は、三菱倉庫株式会社の2020年度連結収益の0.05%未満、当社の2021年度の連結売上収益の0.002%未満と僅少であります。
- ・これらの関係は、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
- ・当社は、同氏の選任が承認された場合、同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員に指定する予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、岩井睦雄氏、幸田真音氏、長嶋由紀子氏及び木寺昌人氏との間で、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、岡本薫明氏及び庄司哲也氏の選任が承認された場合、各氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 3. 当社は、取締役全員との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。各氏の再任が承認された場合、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、岡本薫明氏及び庄司哲也氏の選任が承認された場合、各氏との間で同様の補償契約を締結する予定であります。
 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。2022年4月に同契約を更新する予定です。当該保険契約により、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金を填補することとしており、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。取締役候補者のうち再任の候補者についてはすでに当該保険契約の被保険者となっており、再任が承認された場合、引き続き被保険者となります。また、新任の候補者については選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

【ご参考】本定時株主総会後の取締役・監査役（予定）のスキル・マトリックス

当社取締役会が備えるべきスキルの考え方

当社は、当社の経営理念である「4Sモデル」の追求を通じ、中長期に亘る持続的な利益成長と企業価値向上の実現を目指しており、この「4Sモデル」をベースに、「JTならではの多様な価値を提供するグローバル成長企業であり続ける」ことを、目指す企業像（ビジョン）として定めています。

その中で、当社は、当社取締役会が全社経営戦略及び重要事項の決定並びに経営に対する実効性の高い監督を実現させるために、その構成について以下の観点により、人事・報酬諮問委員会において取締役会の構成に関する議論を重ねています。

- 取締役の員数を15名以内の必要かつ適切な範囲とし、ジェンダーや国際性、職歴、人種・民族・文化的背景等の多様性に係る観点に加え、当社取締役会が備えるべきスキル等を考慮の上で、企業人としての高潔な倫理観・知識・経験・能力を兼ね備えた多様な人財により構成する。
- 監督機能の強化及び経営の透明性の観点から中長期に亘る持続的な利益成長と企業価値の向上に寄与する資質を備えた独立社外取締役を取締役の3分の1以上選任する。

当社は、当社取締役会がその役割・責務を適切に果たすために、当社の経営理念、ビジョン及び経営計画等に照らして、各取締役に対して、以下の分野における知識・経験を活かした能力（＝スキル）の発揮を特に期待しており、取締役会全体として必要なスキルが備わっているものと考えています。

当社が特にスキルの発揮を期待している分野

						
	いわい むつお 岩井 睦雄	おかもと しげあき 岡本 薫明	てらばやし まさみち 寺 島 正道	みなみ なおひろ 見浪 直博	ひろわたり きよひで 廣 渡 清栄	やました かずひと 山下 和人
地 位	取締役会長	取締役副会長	代表取締役社長	代表取締役副社長	代表取締役副社長	取締役専務執行役員
企業経営	●		●	●	●	
グローバルマネジメント	●		●	●		●
財務、会計、資本政策、金融		●		●		
法務、コンプライアンス、リスクマネジメント	●	●	●		●	●
IT／情報セキュリティ	●		●		●	
コーポレート・ガバナンス	●	●	●	●	●	●
サステナビリティ／環境、社会		●			●	●
D&I／組織、人財マネジメント	●	●	●		●	
事業開発／M&A			●	●	●	

当社が特にスキルの発揮を期待している分野

- 当社の経営理念である4Sモデルをベースとした経営戦略・経営管理・事業戦略等の「企業経営」
- グローバルに事業を展開するJTグループにとって必須となる「グローバルマネジメント」
- 当社の経営活動・事業活動に係る意思決定のベースとなる「財務、会計、資本政策、金融」及び「法務、コンプライアンス、リスクマネジメント」
- JTグループの競争力を強化する上で重要な経営基盤の一つとなる「IT/情報セキュリティ」
- ステークホルダーの利益を最大化し、持続的な利益成長と長期的な企業価値向上を図る上で、当社の企業活動の根幹にある「コーポレート・ガバナンス」
- 当社が経営の中核と考え、4Sモデルに基づき、マテリアリティ分析を踏まえて戦略を策定している「サステナビリティ/環境、社会」
- 注力分野の一つとして、当社グループのすべての従業員が仕事にやりがいを感じ能力を最大限発揮できるよう推進している「D&I/組織、人材マネジメント」
- 事業の更なる発展・成長に向けた戦略策定・施策実行を企図する「事業開発/M&A」

また、監査役においても、取締役の職務執行を監査する監査役の役割・責務に照らして、「財務、会計、資本政策、金融」、「法務、コンプライアンス、リスクマネジメント」、「コーポレート・ガバナンス」におけるスキルの発揮を特に期待しており、監査役会全体として必要なスキルが備わっているものと考えています。

									
	こうだ まいん 幸田 真音	ながしま ゆきこ 長嶋 由紀子	きてら まさと 木寺 昌人	しょうじ てつや 庄司 哲也	ながた りょうこ 永田 亮子	やまもと ひろし 山本 博	みむら とおる 三村 亨	おおばやし ひろし 大林 宏	よしくに こうじ 吉國 浩二
	社外取締役	社外取締役	社外取締役	社外取締役	常勤監査役	常勤監査役	常勤監査役 社外監査役	社外監査役	社外監査役
		●		●	●				
	●		●	●		●			
	●					●	●		●
			●			●	●	●	
	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	●		●		●			●	●
		●	●	●	●			●	●
	●	●		●					

【ご参考】当社のコーポレート・ガバナンス

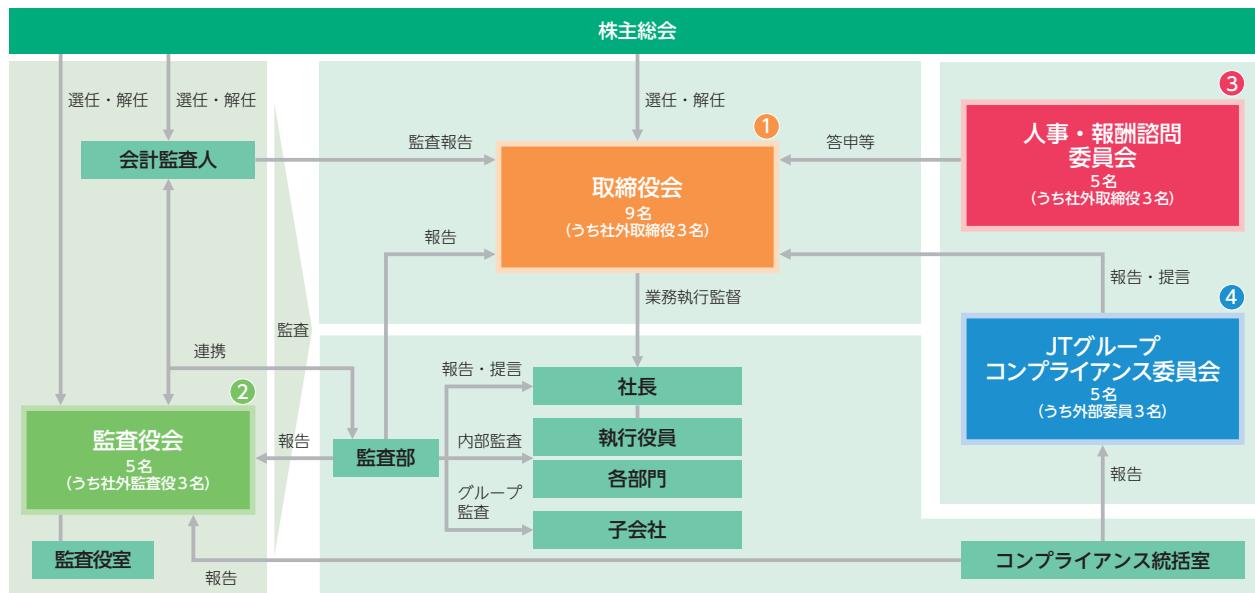
当社のコーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを、当社の経営理念である『4Sモデル』、即ち、「お客様を中心として、株主、従業員、社会の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者の満足度を高めていく」ことの追求に向けた、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みととらえ、これまでも、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題の一つと位置付けて、その充実に向けた取組みを積極的に進めてまいりました。

当社は、当社のコーポレート・ガバナンスの充実が、当社グループの中長期に亘る持続的な利益成長と企業価値の向上につながり、当社グループを取り巻くステークホルダー、ひいては経済・社会全体の発展にも貢献するとの認識のもと、2016年2月4日に、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び取組みについて改めて明文化し、「JTコーポレートガバナンス・ポリシー」として制定いたしました。

当社は、今後もコーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題の一つと位置付け、不断の改善に努め、その充実を図ってまいります。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の整備の状況の模式図（2021年12月末）



なお、「JTコーポレートガバナンス・ポリシー」は、当社ウェブサイト (<https://www.jti.co.jp/>) に掲載しております。

① 取締役会

[役割]

取締役会は、全社経営戦略及び重要事項の決定とすべての事業活動の監督に責任を持つ機関です。

[構成]

役割・責務を実効的に果たす観点から、取締役会の構成について、次のとおり定めています。

- 取締役会は、取締役の員数を15名以内の必要かつ適切な範囲とし、ジェンダーや国際性、職歴、人種・民族・文化的背景等の多様性に係る観点に加え、取締役会が別に定める当社取締役会が備えるべきスキル等を考慮の上、企業人としての高潔な倫理観・知識・経験・能力を兼ね備えた多様な人材により構成する。

- 当社は、監督機能の強化及び経営の透明性の観点から中長期に亘る持続的な利益成長と企業価値の向上に寄与する資質を備えた独立社外取締役を取締役の3分の1以上選任する。

現在、9名の取締役（うち独立社外取締役3名）により構成されています。本定時株主総会での承認可決を前提として、10名の取締役（うち独立社外取締役4名）となる予定です。

[当期の運営状況]

2021年度は13回開催し、経営計画の策定、執行役員を選任等の重要事項について審議いたしました。

② 監査役会

[役割]

監査役会は、経営・法律・財務・会計等の豊富な経験を有する者から構成されるものとしております。監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、取締役会その他重要な会議に出席して発言を行うほか、積極的に事業拠点の視察を行う等、能動的に権限を行使するとともに、独立社外監査役や常勤監査役の職務の特性に応じ、客観的な立場から適切に監査を行っております。

[構成]

現在、5名の監査役（うち独立社外監査役3名）により構成されています。

[当期の運営状況]

2021年度は15回開催し、監査方針、監査報告書の作成等について審議いたしました。

③ 人事・報酬諮問委員会

[役割]

本委員会は、従来の経営人材成長支援会議及び報酬諮問委員会の機能を統合し設置した取締役会の任意の諮問機関です。本委員会の設置の目的は、委員会における経営幹部候補者群の成長支援、取締役・監査役候補者の選定及び役付取締役・執行役員を兼務する取締役の解職についての審議並びに取締役・執行役員の報酬に関する事項についての審議を経て取締役会へ答申等を行い、もって取締役会の意思決定における客観性と透明性をより一層高め、取締役会の監督機能の充実を図ることです。

[構成]

本委員会は、委員全員が執行役員を兼務しない取締役かつその過半数を独立社外取締役に構成しており、委員長を取締役会長として計5名の委員がおります。なお、本定時株主総会以降、本委員会の委員長を独立社外取締役にすることを、2022年2月14日開催の当社取締役会にて決議しております。また、現在の取締役は9名（うち独立社外取締役は3名）ですが、第5号議案が承認可決されれば、取締役は10名（うち独立社外取締役は4名）となり、本委員会の委員構成は、取締役会長、取締役副会長及び独立社外取締役4名の計6名となります。

[当期の運営状況]

2021年度は5回開催し、当社取締役会が備えるべきスキルの特定及びスキル・マトリックス策定に係る審議、報酬水準の確認、経営幹部候補者群の確認、取締役候補者の選定に係る審議並びに2022年度における単年度賞与及びパフォーマンス・シェア・ユニットに係る業績評価指標の審議等を実施いたしました。

④ JTグループコンプライアンス委員会

[役割]

コンプライアンスの実践を公正かつ効果的に確保するための一環として設置しております。

[構成]

取締役会長が委員長を務め、外部委員を主要な構成員としております。

[当期の運営状況]

2021年度は3回開催し、コンプライアンス推進に向けた取組み等について議論を行い、その議論結果を2022年度のコンプライアンス実践計画に反映いたしました。

【ご参考】 当社の取締役候補者の選定等について

当社は、「JTコーポレートガバナンス・ポリシー」の中で、以下のとおり定めております。

取締役候補者及び監査役候補者の選定、役付取締役及び執行役員を兼務する取締役の解職等については、取締役会の適切な監督のもと、以下の方針・手続に従い実施する。

- 当社は、『4Sモデル』の追求による中長期に亘る持続的な利益成長と企業価値向上を担う資質を備えた経営幹部候補者群の質的・量的拡充を志向している。

具体的には、委員全員が執行役員を兼務しない取締役かつその過半数を独立取締役で構成する人事・報酬諮問委員会において外部の知見を参考にしつつ、経営幹部候補者群の育成状況及び後継者計画並びに計画策定プロセスの充実を図っている。

- 取締役候補者については、社長が策定した候補者案を人事・報酬諮問委員会において審議のうえ、その内容・結果を取締役にに向けて答申することにより、独立社外取締役から適切な助言を得る機会を確保した後、取締役会の決議により決定する。

監査役候補者については、社長が策定した候補者案を人事・報酬諮問委員会において審議のうえ、その内容・結果を取締役にに向けて答申することにより、独立社外取締役から適切な助言を得る機会を確保した後、監査役会の事前の同意を得たうえで、取締役会から独立した立場での適切な職務執行が期待できる者を取締役会の決議により決定する。

- 役付取締役及び執行役員を兼務する取締役の解職にあたっては、求められる資質を満たさない場合・職務遂行が困難になった場合に、解職に該当しない取締役が人事・報酬諮問委員会に対して解職議案の審議を求め、委員会は審議の内容・結果を取締役にに向けて答申することにより、独立社外取締役から適切な助言を得る機会を確保した後、取締役会の決議により決定する。

また、当社は、取締役候補者及び監査役候補者の選任議案を株主総会に付議する際に個々の候補者を選定した理由を開示し、役付取締役及び執行役員を兼務する取締役の解職を取締役会が決議した際には解職した理由を開示する。

【ご参考】当社の「社外役員の独立性基準」

当社は、「社外役員の独立性基準」を制定しており、当社の独立社外役員は、以下に掲げる事項に該当しない者としております。

- 1 当社及び当社の関連会社並びに当社の兄弟会社に所属する者又は所属していた者
- 2 当社が主要株主である法人等の団体に所属する者
- 3 当社の主要株主又は当社の主要株主である法人等の団体に所属する者
- 4 当社の主要な取引先及び当社を主要な取引先とする者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- 5 当社の主要な借入先その他の大口債権者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- 6 当社の会計監査人又は会計参与である公認会計士若しくは監査法人に所属する者
- 7 当社に対し、法律、財務、税務等に関する専門的なサービス又はコンサルティング業務を提供して多額の報酬を得ている者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- 8 当社から多額の寄付を受け取っている者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- 9 最近において上記2から8のいずれかに該当していた者
- 10 以下の各号に掲げる者の近親者
 - (1)上記2から8に掲げる者（法人等の団体である場合は、当該団体において、重要な業務を執行する者）
 - (2)当社及び当社の関連会社並びに当社の兄弟会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は従業員
 - (3)最近において(1)又は(2)に該当していた者

(注釈)

- ・ 当社が主要株主である法人等の団体
当社が、発行済み株式総数の10%超を保有している法人等の団体
- ・ 当社の主要株主／主要株主である法人等の団体
当社の発行済み株式総数10%超を保有している者／法人等の団体
- ・ 当社の主要な取引先／当社を主要な取引先とする者
事業年度において、当社との間で当社連結売上高の2%超の取引がある者／当社との間で取引先の連結売上高の2%超の取引がある者

-
- ・ 当社の主要な借入先その他の大口債権者
当事業報告「企業集団の主要な借入先」に記載している金融機関及び過去の大型M&A時等にリリース資料等において借入先、主幹事会社等として記載した金融機関
 - ・ 当社に対し、法律、財務、税務等に関する専門的なサービス又はコンサルティング業務を提供して多額の報酬を得ている者
当社に対し、法律、財務、税務等に関する専門的なサービス又はコンサルティング業務を提供して事業年度に1,000万円超の報酬を得ている者。法人等においては、事業年度における年間総収入の2%以上。ただし2%を超えていなくとも、当該専門家が直接関わっている役務提供の対価が1,000万円を超える場合は多額とする。
 - ・ 当社から多額の寄付を受け取っている者
当社から、事業年度に1,000万円超の寄付を受け取っている者。その者が法人等の団体である場合は、事業年度に1,000万円又は当該団体の年間総収入額若しくは連結売上高の2%のいずれか高い額を超える寄付を受け取っている当該団体に所属する者
 - ・ 近親者
配偶者及び2親等以内の親族
 - ・ 重要な業務を執行する者
役員、部長クラスの者
 - ・ 遡及措置（「最近において」の判断基準）
過去5年を遡及期間とする。

なお、上記注釈にかかわらず、対象者の過去及び現在の従業の状況等を調査検討した結果、実質的に独立性があると判断される場合には、取締役会の承認を経て、当該人物を、独立性を有する社外役員とする場合がある。その場合は、判断理由を対外的に説明するものとする。

【ご参考】 当社の取締役会の実効性評価について

当社は、取締役会の実効性について、毎年、全取締役及び全監査役が取締役会の運営体制・監督機能、株主・投資家との対話等の観点から記名アンケートによる自己評価を実施するとともに、必要に応じて取締役会事務局が評価結果の補完を目的とした個別ヒアリングを実施したうえで、結果を取り纏めております。自己評価結果については、取締役会において評価・分析を実施し、取締役会の更なる実効性向上につなげております。なお、アンケートの作成・結果分析にあたっては、客観性の担保と実効性評価の更なる改善を目的に、外部機関による助言を受けております。

主な評価項目は、以下のとおりです。

取締役会の運営体制	構成（社内外比、多様性）、運営状況（開催頻度、議題の妥当性、事前説明）、支援・連携体制（取締役と監査役・内部監査等との連携、委員会の活用、取締役会以外での情報共有）、議論状況（当社経営理念に則った公正・迅速な意思決定、自由闊達な議論）等
取締役会の監督機能	業務執行状況の報告体制、リスク管理体制、コンプライアンス意識の浸透、役員報酬の決定プロセス、後継者計画 等
株主・投資家との対話	株主・投資家からの意見の共有、対話体制の整備状況 等

2020年度に係る実効性評価では、2019年度から引き続き各評価項目について概ね良好な結果が得られ、当社取締役会の実効性が向上し、有効に機能していることを確認しております。

その一方で、更なる実効性向上に向けた取締役会の運営に関する課題や、コーポレート・ガバナンスに関する議論の深耕及び意思決定品質の更なる向上に資する情報共有の強化に関する課題が抽出されております。これらの課題に加え、コロナ禍の継続を踏まえ、2021年度は以下の取組みを行ってまいりました。

●議論の更なる充実に向けた効果・効率的な取締役会の運営

- －重要事項に関する事前説明の解像度向上の継続
- －議案の適切な時間配分による十分な審議時間の確保
- －取締役会のリモート開催継続及びリモート環境での議事運営力向上

●意思決定品質の更なる向上に資する議論及び情報共有の強化

- －以下の事項に関する議論及び情報共有の拡充
 - ・ 中長期戦略に係る重要施策の検討状況・検討内容
 - ・ 重要施策の進捗状況及び施策効果の検証
 - ・ コーポレート・ガバナンスの状況及び今後の方針
 - ・ 株主・投資家との対話状況
 - ・ コロナ禍による従業員・各事業への影響及びそれらへの対応方針・状況

2021年度に係る実効性評価では、2021年度の主な取組み項目を中心に昨年からの改善を認識するとともに、引き続き、各評価項目について概ね良好な結果が得られております。

一方で、継続的な実効性向上に資するべく、2022年度以降は、新たに抽出された以下の課題への対応を中心に取組みでまいります。

主な課題	今後の改善の方針
<ul style="list-style-type: none">・ 審議、議論の更なる質の向上に向けた取組み・ 長期視点の議論の充実	<ul style="list-style-type: none">・ 取締役会運営の継続的な改善・ 中長期戦略等の議論機会の更なる拡充・ 主要施策等の進捗報告及び情報共有の更なる拡充

今後も引き続き、上記取組みを含め、更なる実効性向上に資する必要な改善を実施してまいります。

第6号議案 社外取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額につきましては、2020年3月19日開催の第35回定時株主総会において、取締役の総数に対して年額11億円以内（うち社外取締役分は年額8千万円以内）とご承認をいただき、今日に至っております。今般、当社は第5号議案に記載のとおり、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実・強化を目的に社外取締役1名の増員を提案しております。第5号議案「取締役10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は10名（うち社外取締役は4名）となります。

つきましては、取締役の報酬額（年額11億円以内）は変更せず、社外取締役の報酬額のみを増額し、年額1億円以内と改定させていただきたいと存じます。

本議案は、取締役の報酬枠自体は変更することなく、社外取締役の報酬枠について社外取締役が増員されることに伴い増額するものであって、必要かつ合理的な内容であり、相当であると考えております。また、本議案につきましては、取締役報酬の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、委員全員が執行役員を兼務しない取締役かつその過半数を独立社外取締役で構成する当社人事・報酬諮問委員会における審議を経ており、同委員会も、上記の事情も踏まえ、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を含む役員報酬に関する方針にも沿うもので妥当であると判断しております。なお、当社における取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を含む役員報酬に関する方針の概要については、事業報告60頁から64頁に記載のとおりであります。

以上

メ 毛

I 企業集団の現況に関する事項

1. 企業集団の事業の経過及びその成果

全般的概況

● 売上収益

売上収益は、加工食品事業において減収となったものの、力強いプライシング効果及び数量成長等による海外たばこ事業の大幅な増収に加え、国内たばこ事業及び医薬事業の増収により、前年度比11.1%増の2兆3,248億円となりました。

● 調整後営業利益、営業利益及び当期利益（親会社所有者帰属）

当社グループの経営指標である為替一定ベースの調整後営業利益は、医薬事業において減少したものの、加工食品事業での増加に加え、コロナ禍という特異な環境下においても、年間を通じて海外たばこ事業及び国内たばこ事業が牽引したことにより、前年度比22.9%増となりました。また、調整後営業利益は、海外たばこ事業において為替影響がポジティブに作用したことにより、前年度比25.4%増の6,104億円となりました。

営業利益は、たばこ事業運営体制強化施策費用の計上及び葉たばこ耕作の面積調整に関する施策の実施等があったものの、調整後営業利益が増加したことにより、前年度比6.4%増の4,990億円となりました。

親会社の所有者に帰属する当期利益は、法人税の増加があったものの、営業利益の増益及び金融損益の改善により、前年度比9.1%増の3,385億円となりました。

当社グループの経営指標

調整後営業利益（為替一定）^(注1)

前年度比 **22.9%増**

全社業績

売上収益

2兆3,248億円

前年度比 **11.1%増**

調整後営業利益^(注2)

6,104億円

前年度比 **25.4%増**

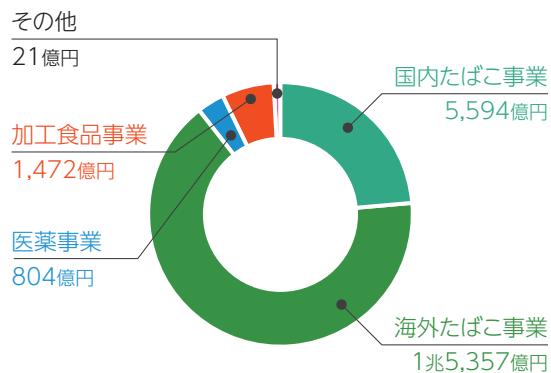
当期利益
(親会社所有者帰属)

3,385億円

前年度比 **9.1%増**

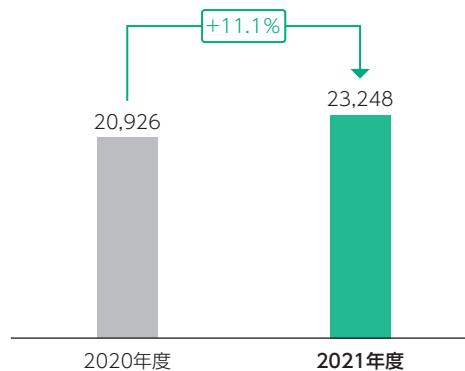
- (注) 1. 調整後営業利益（為替一定）は、海外たばこ事業における当期の自社たばこ製品売上収益又は調整後営業利益から、前年同期の為替レートをを用いて換算・算出した為替影響及び一定の方法を用いて算出した一部市場のインフレに伴う売上又は利益の増加分を除いたものです。なお、当社グループは、超インフレ経済下にある子会社の財務諸表について、IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」（以下、IAS第29号）に定められる要件に従い、会計上の調整を加えておりますが、為替一定ベースの自社たばこ製品売上収益及び調整後営業利益にはIAS第29号の影響は含めておりません。
2. 調整後営業利益は、営業利益（損失）から買収に伴い生じた無形資産に係る償却費、調整項目（収益及び費用）を除いて算出した指標です。なお、調整項目（収益及び費用）はのれんの減損損失、リストラクチャリング収益及び費用等です。

事業セグメント別の売上収益



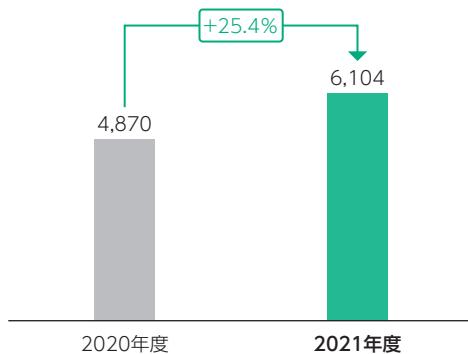
売上収益

(単位:億円)



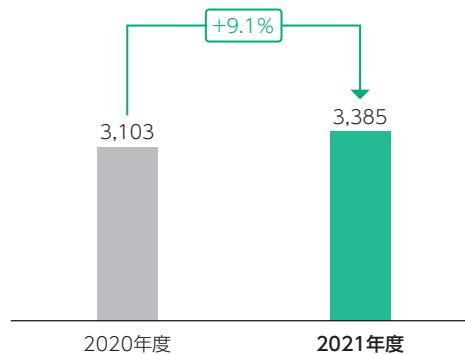
調整後営業利益

(単位:億円)



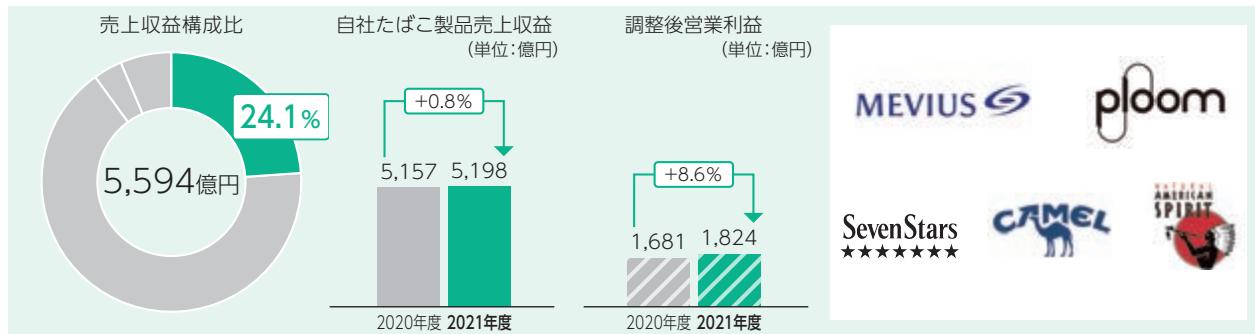
当期利益 (親会社所有者帰属)

(単位:億円)



事業別の概況

国内たばこ事業



当年度におきましては、趨勢減、RRP^(注1)カテゴリの拡大及び定価改定等の影響によるcombustible総需要^(注2)の減少に加えて、combustibleシェア^(注2)の減少により、combustible販売数量^(注3)は前年度比9.5%減の622億本となりました。また、当社のRRP販売数量^(注4)は、紙巻たばこ換算ベースで、前年度比7億本増加の46億本となりました。

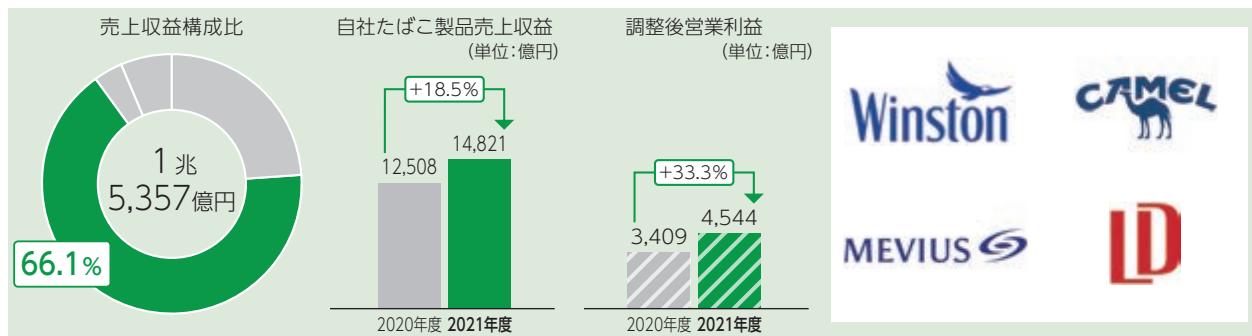
自社たばこ製品売上収益^(注5)につきましては、combustible単価上昇効果及びRRP関連売上収益の増加が、combustible販売数量の減少影響を上回ったことにより、前年度比0.8%増の5,198億円となりました。このうち、RRP関連売上収益は、RRP販売数量の増加により、前年度比40億円増の598億円となりました。

調整後営業利益につきましては、combustible販売数量の減少影響があったものの、combustible単価上昇効果、RRP関連売上収益の増加により、前年度比8.6%増の1,824億円となりました。

なお、2022年度より、たばこ事業の事業運営体制の一本化に伴い、従来「国内たばこ事業」、「海外たばこ事業」と区分していた報告セグメントを「たばこ事業」として一本化いたします。

- (注) 1. RRPは、加熱式たばこ及びE-Vapor製品等、喫煙に伴う健康リスクを低減させる可能性のある製品 (Reduced-Risk Products, RRP) を指しております。加熱式たばこは、たばこ葉を使用し、たばこ葉を燃焼させずに、加熱等によって発生するたばこペーパー (たばこ葉由来の成分を含む蒸気) を偷しむ製品です。一方、E-Vapor製品は、たばこ葉を使用せず、装置内もしくは専用カートリッジ内のリキッド (液体) を電気加熱させ、発生するペーパー (蒸気) を偷しむ製品です。
2. Combustible総需要及びcombustibleシェアには、製造受託/水タバコ/加熱式たばこ/無煙たばこ/E-Vaporを除く燃焼性のたばこ製品が含まれております。
3. Combustible販売数量は、製造受託/水タバコ/加熱式たばこ/無煙たばこ/E-Vaporを除く燃焼性のたばこ製品販売数量となります。また、当該数値の他に、国内免税市場及び当社の中国事業部管轄の中国・香港・マカオ市場の当年度における販売数量17億本 (前年度の当該数量18億本) があります。
4. RRP販売数量は、1パック当たり紙巻たばこ20本として換算しております。当該数値には国内免税市場における販売数量は含まれておりません。なお、RRP関連売上収益には国内免税市場における売上収益及びデバイス・関連アクセサリー等に係る売上収益が含まれております。
5. 国内たばこ事業における自社たばこ製品売上収益は、国内免税市場及び当社の中国事業部管轄の中国・香港・マカオ市場における売上収益並びにRRP・リトルシガー等に係る売上収益が含まれていますが、輸入たばこ配送手数料等に係る売上収益は含まれておりません。

海外たばこ事業



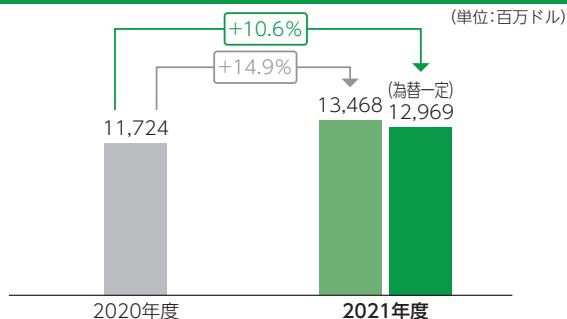
当年度におきましては、市場シェアの伸長、特に上期における複数市場において渡航者数の減少により内需が拡大したこと及び不法取引の減少等により、総販売数量^(注1)は、前年度比5.6%増の4,602億本となりました。また、GFB^(注2)販売数量は「ウィンストン」及び「キャメル」が牽引し、前年度比10.5%増の3,117億本となりました。

円ベースの自社たばこ製品売上収益^(注3)につきましては、単価差・商品構成影響、数量差影響及び為替影響がポジティブに作用したことにより、前年度比18.5%増の1兆4,821億円となりました。また、円ベースの調整後営業利益につきましても、前年度比33.3%増の4,544億円となりました。

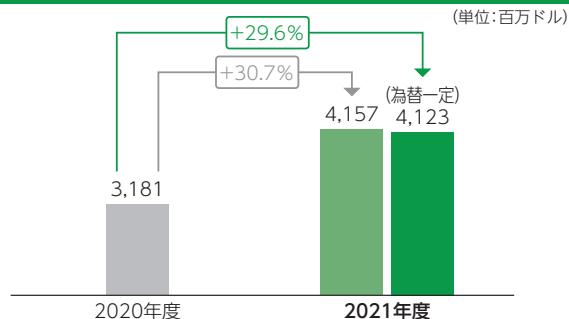
ドルベースの自社たばこ製品売上収益につきましては、一部主要市場等で発現した単価差・商品構成影響及び数量差影響により、前年度比14.9%増の13,468百万ドルとなりました（為替一定ベースでは前年度比10.6%増）。また、ドルベースの調整後営業利益につきましては、単価差・商品構成影響及び数量差影響により、前年度比で30.7%増の4,157百万ドルとなりました（為替一定ベースでは前年度比29.6%増）。

- (注) 1. 製造受託、水たばこ製品及びE-Vapor製品を除き、Fine cut tobacco、シガー、パイプ、スヌース、クレテック及び加熱式たばこを含めております。
2. 当社グループのブランドポートフォリオの中核を担う「ウィンストン」「キャメル」「メビウス」「LD」の4ブランドをGFB（グローバル・フラッグシップ・ブランド）としております。
3. 海外たばこ事業における自社たばこ製品売上収益は、水たばこ製品及びRRPに係る売上収益が含まれていますが、物流事業及び製造受託等に係る売上収益は含まれておりません。

自社たばこ製品売上収益（ドルベース）



調整後営業利益（ドルベース）



為替レート

為替レート (1 米国ドル)	2020年度	2021年度
円	106.76	109.90
ロシアルーブル	72.07	73.66
英ポンド	0.78	0.73
ユーロ	0.88	0.85
スイスフラン	0.94	0.91
台湾ドル	29.47	27.94
トルコリラ	7.01	8.84
イランリアル ^(注)	258,747	247,776

(注) IAS第29号に従い、超インフレ経済下にある子会社の財務諸表を米国ドルへ換算する際に、2020年12月末時点及び2021年12月末時点のレートを適用しております。また、米国ドルから日本円へ換算する際も、同様のレートを適用しております(2020年12月末時点 米国ドル/円: 103.50、2021年12月末時点 米国ドル/円: 115.02)。なお、その他のレートについては、期中平均レートを適用しています。

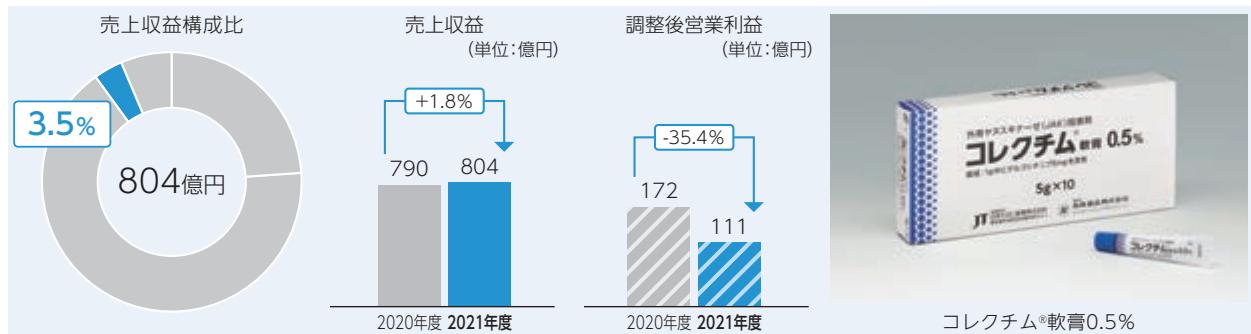
海外主要市場シェア（12ヶ月移動平均）

	2020年12月 ^(注1)	2021年12月	増減
フランス	27.1%	28.9%	1.8%ppt
イタリア	25.7%	26.7%	0.9%ppt
ロシア ^(注2)	36.3%	36.7%	0.4%ppt
スペイン	26.7%	27.8%	1.1%ppt
台湾	47.8%	48.1%	0.3%ppt
トルコ	26.6%	27.7%	1.1%ppt
英国	45.0%	45.8%	0.8%ppt

出典：IRI, Nielsen, Logista, Panel Strator

- (注) 1. 2020年の市場シェアにつきましても、2021年12月末時点のデータに基づき、更新しております。
 2. 2021年より、ロシアにおける市場シェアは、combustibles及びheated tobacco sticksを含みます。これに伴い、2020年データについても変更しています。

医薬事業



医薬事業につきましては、次世代戦略品の研究開発推進と各製品の価値最大化を通じ、当社グループへの利益貢献を目指しております。

開発状況としましては、現在当社において7品目が臨床開発段階にあります。

2021年3月に、アトピー性皮膚炎を適応症として販売している「コレクチム®軟膏0.5%（一般名：デルゴシチニブ）」について、小児患者に対する用法及び用量に係る製造販売承認事項一部変更承認を取得し、併せて日本国内における小児患者に対するアトピー性皮膚炎を適応症として、「コレクチム®軟膏0.25%」の製造販売承認を取得しました。「コレクチム®軟膏0.25%」については、2021年5月26日に薬価基準に収載され、6月21日よりグループ会社である鳥居薬品株式会社（以下、鳥居薬品）が販売しております。

加えて、デルゴシチニブについては、2021年12月に、日本国内で実施した乳幼児アトピー性皮膚炎患者を対象とした第Ⅲ相臨床試験の速報結果を得ました。速報結果では、乳幼児アトピー性皮膚炎患者においてデルゴシチニブ軟膏の皮膚炎改善効果が示され、安全性についても確認されました。今後、本試験のすべての成績及びほかの臨床試験成績をもとに、日本国内における承認申請を目指しております。

また、慢性腎臓病患者における高リン血症の改善を適応症として販売している「リオナ®錠250mg」について、鉄欠乏性貧血を新たな効能又は効果として製造販売承認事項一部変更承認を取得しました。

当年度における売上収益につきましては、鳥居薬品の増収が海外ロイヤリティ収入の減収を上回り、前年度比1.8%増の804億円となりました。

調整後営業利益につきましては、研究開発費及び鳥居薬品における販管費の増加により、前年度比35.4%減の111億円となりました。

ご参考 医薬事業 臨床開発品目一覧 (2022年2月14日現在)

<自社開発品>

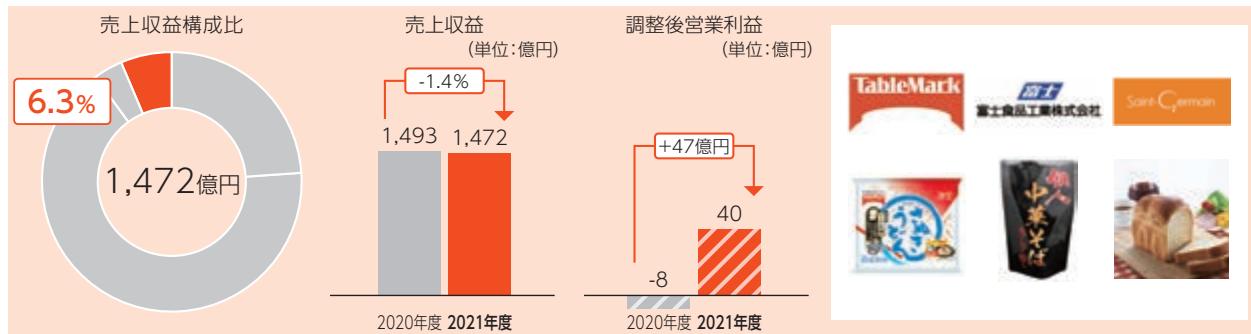
開発番号 (一般名)	想定する 適応症/剤形	作用機序		開発段階 (実施地域)	備考
JTE-052 (delgocitinib)	乳幼児アトピー性皮膚炎 /外用	JAK阻害	免疫活性化シグナルに関与しているJAKを阻害し、過剰な免疫反応を抑制する	Phase 3 (国内)	自社品 鳥居薬品と共同開発
	自己免疫・アレルギー疾患 /経口・外用			Phase 1 (国内)	自社品
JTE-051	自己免疫・アレルギー疾患 /経口	ITK阻害	免疫反応に関与しているT細胞を活性化するシグナルを阻害し、過剰な免疫反応を抑制する	Phase 2 (国内)	自社品
				Phase 2 (海外)	
JTE-451	自己免疫・アレルギー疾患 /外用	ROR γ アンタゴニスト	Th17細胞の活性化に中心的な役割を担うROR γ を阻害し、過剰な免疫反応を抑制する	Phase 2 (国内)	自社品
JTT-251	2型糖尿病 /経口	PDHK阻害	糖代謝に関与するピルビン酸脱水素酵素(PDH)を活性化し、高血糖を是正する	Phase 1 (海外)	自社品
JTT-662	2型糖尿病 /経口	SGLT 1 阻害	SGLT 1 を阻害し、食後高血糖の是正及び血糖値の正常化を行う	Phase 1 (海外)	自社品
JTE-861	慢性心不全 /経口	PDHK阻害	糖代謝に関与するピルビン酸脱水素酵素(PDH)を活性化し、心機能を改善する	Phase 1 (海外)	自社品
JTT-061 (Tapinarof)	アトピー性皮膚炎 /外用	AhRモジュレーター	アリル炭化水素受容体 (AhR) を活性化し、皮膚の炎症を抑制する	Phase 3 (国内)	導入品 (Dermavant Sciences GmbH社) 鳥居薬品と共同開発
	尋常性乾癬 /外用			Phase 3 (国内)	
	小児アトピー性皮膚炎 /外用			Phase 2 (国内)	

(注) 1. 開発段階の表記は投薬開始を基準としています。
2. 掲載以外に、将来の剤形追加の可能性を検討するための臨床試験を行っています。

<導出品>

一般名等 (当社開発番号)	導出先	作用機序		備考
trametinib	Novartis社	MEK阻害	細胞増殖シグナル伝達経路に存在するリン酸化酵素MEKの働きを阻害することにより、細胞増殖を抑制する	
抗ICOS抗体	AstraZeneca社	ICOSアンタゴニスト	T細胞の活性化に関与しているICOSの働きを阻害し、免疫反応を抑制する	
delgocitinib	LEO Pharma社 ロート製薬社	JAK阻害	免疫活性化シグナルに関与しているJAKを阻害し、過剰な免疫反応を抑制する	
enarodustat	JW Pharmaceutical社 Salubris社	HIF-PH阻害	HIF-PHを阻害することにより、造血刺激ホルモンであるエリスロポエチンの産生を促し、赤血球を増加させる	

加工食品事業



加工食品事業につきましては、冷食・常温事業、調味料事業及びベーカリー事業に注力するとともに、コスト競争力の強化に努め、収益力の向上に取り組んでおります。

当年度の冷食・常温事業におきましては、注力している冷凍麺、パックごはん、お好み焼等は引き続き国内市場のシェア上位に位置づけるとともに、簡便ニーズに応えた「お皿がいらぬシリーズ」等の家庭用新製品を27品、リニューアル品を25品発売しております。

また、コロナ禍の巣ごもりにより家庭で料理をする機会が増加する中、調理の簡便性や様々なメニューに展開できるアレンジ性の訴求に加え、ホームページやSNS等のWebを基軸とした販売促進活動を積極的に展開・強化し、お客様へ向けて製品の更なる認知度向上に努めてまいりました。

当年度における売上収益につきましては、前年において一時的に増加した冷食・常温事業における家庭用製品の売上が相対的に減少したことに加え、冷食・常温事業及び調味料事業における外食向け製品の販売減少により、前年度比1.4%減の1,472億円となりました。

調整後営業利益につきましては、売上収益の減少はあるものの、販管費等の低減に加え、前年に計上したベーカリー事業における減損損失の剥落により、前年度比47億円増となりました。

2021年春夏発売品



お皿がいらぬぶっかけ牛肉うどん



ふっくらつや炊き(分割)8食

2021年秋冬発売品



お皿がいらぬ麻婆まぜそば



鍋焼えびうどん

2. 企業集団の設備投資の状況

当年度において、当社グループでは、全体で1,009億円の設備投資を実施いたしました。

国内たばこ事業につきましては、製造工程の維持更新及び生産性の向上、新製品対応並びに製品スペック改善等に伴う投資を中心に200億円の設備投資を行いました。海外たばこ事業につきましては、生産能力増強、維持更新及びRRPの増産や製品開発等に625億円の設備投資を行いました。医薬事業につきましては、研究開発体制等の整備・強化に60億円の設備投資を行いました。加工食品事業につきましては、生産能力増強、維持更新に107億円の設備投資を行いました。

(注) 設備投資には、企業結合により取得した資産を除く、工場その他の設備の生産性向上、競争力強化、様々な事業分野における事業遂行に必要な土地、建物及び構築物、機械装置及び運搬具、その他の有形固定資産、並びにのれん、商標権、ソフトウェア、その他の無形資産を含みます。

3. 企業集団の資金調達の状況

当社海外子会社であるJT International Financial Services B.V.は、当社グループの既存外貨建普通社債の買入及び期限前償還に充当することを目的に、2021年9月14日に総額10.25億米ドル（約1,179億円）の外貨建普通社債を発行しております。

(注) 米ドルから日本円へ換算する際は、2021年12月末時点のレートを適用しております（米ドル/円：115.02）。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

特記すべき事項はありません。

8. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移【連結】

区 分	第34期 2018年1月-12月	第35期 2019年1月-12月	第36期 2020年1月-12月	第37期 2021年1月-12月
売上収益 (百万円)	2,215,962	2,175,626	2,092,561	2,324,838
税引前利益 (百万円)	531,486	465,232	420,063	472,390
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	385,677	348,190	310,253	338,490
基本的1株当たり当期利益 (円)	215.31	195.97	174.88	190.76
資産合計 (百万円)	5,461,400	5,553,071	5,381,382	5,774,209
資本合計 (百万円)	2,700,445	2,743,611	2,599,495	2,886,081

(注) 当社グループの連結計算書類はIFRSに基づいて作成しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移【単体】

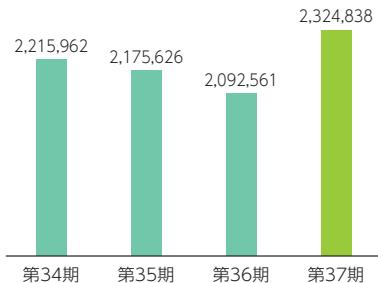
区 分	第34期 2018年1月-12月	第35期 2019年1月-12月	第36期 2020年1月-12月	第37期 2021年1月-12月
売上高 (百万円)	696,250	660,805	596,887	592,220
経常利益 (百万円)	190,343	278,968	240,491	278,809
当期純利益 (百万円)	164,595	262,469	241,752	216,896
1株当たり当期純利益 (円)	91.89	147.72	136.27	122.23
総資産 (百万円)	2,670,883	2,614,357	2,597,930	2,487,979
純資産 (百万円)	1,493,562	1,417,365	1,390,011	1,344,696

(注) 1. 当社の計算書類は日本基準に基づいて作成しております。

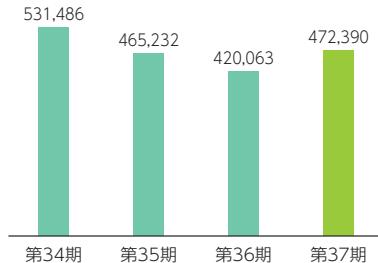
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第35期より適用しております。
この変更に伴い、第34期は遡及適用後の金額を表示しております。

企業集団の財産及び損益の状況の推移【連結】

■売上収益 (単位:百万円)



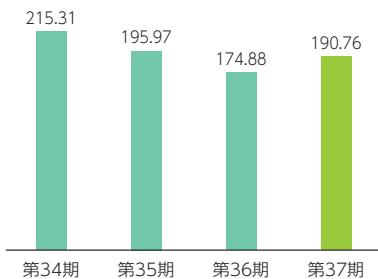
■税引前利益 (単位:百万円)



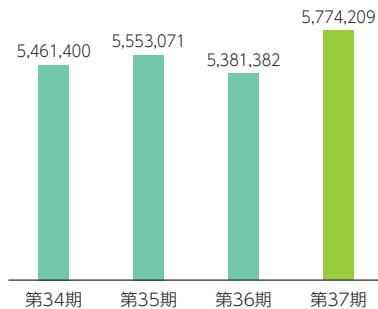
■親会社の所有者に帰属する当期利益 (単位:百万円)



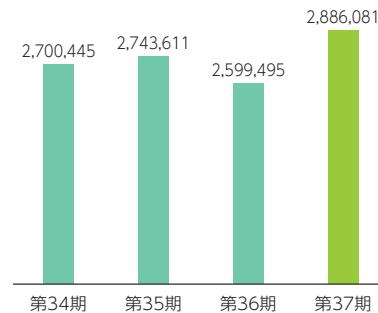
■基本的1株当たり当期利益 (単位:円)



■資産合計 (単位:百万円)



■資本合計 (単位:百万円)



9. 企業集団が対処すべき課題

(1) 経営の基本方針

当社グループの経営理念は、「4Sモデル」の追求です。これは「お客様を中心として、株主、従業員、社会の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者の満足度を高めていく」という考え方です。

当社グループは、「4Sモデル」をベースに、「JTならではの多様な価値を提供するグローバル成長企業であり続けること」を目指す企業像（ビジョン）として定めており、また、「自然・社会・人間の多様性に価値を認め、お客様に信頼される『JTならではのブランド』を生み出し、育て、高め続けていくこと」が、当社グループの使命であると考えております。

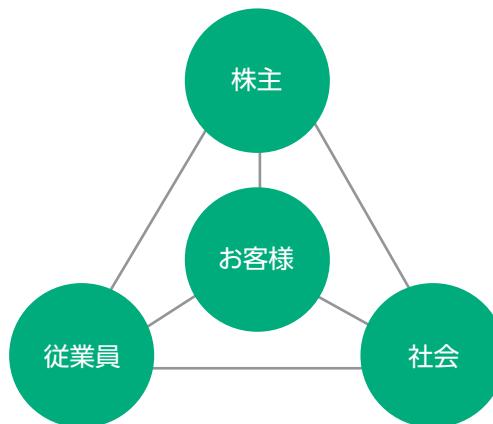
加えて、当社グループ社員の一人ひとりが徹底すべき行動規範・価値観として「JTグループWAY」を掲げており、「お客様を第一に考え、誠実に行動すること」「あらゆる品質にこだわり、進化し続けること」「JTグループの多様な力を結集すること」という3つのステートメントによって、表現しております。

当社グループは、「4Sモデル」を追求することを通じ、これまで持続的な利益成長を実現してきており、今後もその実現を目指してまいります。持続的な利益成長のためには、お客様に新たな価値・満足を提供し続けることが前提となることから、中長期的な視点に基づき、将来の利益成長に向けた事業投資を着実に実施していくことが肝要と考えております。

この「4Sモデル」を追求していくことが、中長期に亘る企業価値の継続的な向上に繋がると考えており、株主を含む4者のステークホルダーにとって共通利益となる、ベストなアプローチであると確信しております。

経営理念

お客様を中心として、株主、従業員、社会の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者の満足度を高めていく



(2) 中長期的な会社の経営戦略及び課題

当社グループの中長期の経営資源配分は、経営理念に基づき、中長期に亘る持続的な利益成長に繋がる事業投資を最優先とする方針です。

当社グループは、たばこ事業を利益成長の中核かつ牽引役と位置付け、たばこ事業の持続的な利益成長に向けた事業投資を最重要視します。一方、医薬事業及び加工食品事業は全社利益成長を補完すべく、事業基盤の再構築に注力することとし、そのために必要な投資を実行してまいります。今後も、中長期に亘る持続的な利益成長に繋がる事業投資^(注1)を最優先に実行し、同時に事業投資による利益成長と株主還元のバランスを重視するという経営資源配分方針に変更はありません。

各事業の中長期の目標は以下のとおりです。

たばこ事業	当社グループ利益成長の中核かつ牽引役として、中長期に亘って年平均mid to high single digit成長を目指す
医薬事業	次世代戦略品の研究開発推進と各製品の価値最大化を通じ、当社グループへの利益貢献を目指す
加工食品事業	中長期に亘って、トップライン成長を中心とした持続的利益成長を目指す

当社グループは、不確実性を増す経営環境を見極め、スピード感を持って競争力を強化すべく、期間を3年間とした経営計画を1年ごとにローリングを行う方式で策定しており、経営理念及び資源配分方針を踏まえ、全社利益目標及び株主還元の中長期の方向性を「経営計画2022」において設定しています。

「経営計画2022」においても、引き続き為替一定ベースの調整後営業利益の成長率における、中長期に亘る年平均mid to high single digit^(注2)成長を目指してまいります。

株主還元方針については、「4Sモデル」に基づく経営資源配分方針で掲げる「中長期に亘る持続的な利益成長に繋がる事業投資を最優先」と「事業投資による利益成長と株主還元のバランスを重視」という観点から、以下のとおりとしています。

- ・ 強固な財務基盤^(注3)を維持しつつ、中長期の利益成長を実現することにより株主還元の向上を目指す
- ・ 資本市場における競争力のある水準^(注4)として配当性向75%を目安^(注5)とする
- ・ 自己株式の取得は、当該年度における財務状況及び中期的な資金需要等を踏まえて実施の是非を検討

全社中長期利益目標の達成に向け、各事業においてはそれぞれの目標に沿って邁進し、特に、質の高いトップライン成長を最重要視してまいります。また、コスト競争力の更なる強化を実現すること及びこれらを支える基盤強化を推進していくことで、持続的な利益成長を実現してまいります。

なお、当社グループは、国内外のたばこ事業の事業運営体制の一本化、国内の支社体制の改編等による競争力強化、事業環境に適応した製造・原料拠点の統廃合及び当社における要員適正化を内容とした「たばこ事業運営体制強化」に取り組んでおります。

当社グループを取り巻く経営環境は、国際的な政治情勢の変化や新興国通貨における減価傾向等の為替変動リスク等、不確実性を増していると認識しております。新型コロナウイルス感染拡大に伴う消費者行動や企業活動の変化、変異株の出現等による世界的な経済活動の停滞リスク等により、今後の見通しは引き続き不透明な状況にあると認識しております。こうした不透明な経営環境を乗り越え、適切にグローバルビジネスを運営し、持続的な利益成長を実現するためには、「変化への対応力」が必要であると考えております。これは、不確実性に対処すべく、計画策定時において想定を拡げるとともに、それでも起こりうる想定を超える変化・出来事に対して、素早く・柔軟に対応する能力を指しており、この変化への対応における巧拙とスピード感は、引き続き企業の競争力を決定する重要なファクターになると考えております。加えて、デジタル・テクノロジーの進展、生活者の意識・行動の変化及びESGやサステナビリティに対する意識の高まり等、世の中の大きくかつ急速な流れを踏まえ、「変化への対応力」という受け身の対応だけではなく、たばこ事業の事業運営体制の一本化やコーポレート部門の進化を通じ、自ら変化を起こし、変革をリードする組織への進化を加速してまいります。

(注) 1. たばこ事業の成長投資を最重要視し、質の高いトップライン成長を通じた為替一定調整後営業利益の成長を目指す

2. mid to high single digit：一桁台半ばから後半のパーセンテージ

今次経営計画期間中の見立て（2022－2024年）：RRPへの投資を強化するものの、年平均成長率はmid single digitを想定

3. 経済危機等に備えた堅牢性、及び機動的な事業投資等への柔軟性を担保

4. ステークホルダーモデルを掲げ、高い事業成長を実現しているグローバルFMCG（Fast Moving Consumer Goods）企業群の還元動向をモニタリング

5. ±5%程度の範囲内で判断

【ご参考】サステナビリティの取組み

当社グループが持続的に成長していくためには、事業を通じて社会の持続的な発展に貢献していくことが必要不可欠です。サステナビリティを経営の中核と考え、当社グループの経営理念である4Sモデルに基づき、マテリアリティ分析を踏まえて、サステナビリティ戦略を策定しています。



サステナビリティ戦略は、グループ全体に共通する事業継続に不可欠な3つの基盤を策定し、各事業においては優先的に取り組む注力分野と具体的な中期取り組み目標を設定しています。本目標に対する各事業の進捗状況については、次回発行の統合報告書2021及びウェブサイトにて報告を予定しております。

また、当社グループは、国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）を支持しており、事業活動を通じて、主に関連する9つの目標の実現に貢献してまいります。



人権の尊重、ダイバーシティ&インクルージョン



当社グループにおける人権尊重へのコミットメント及びこれまでの取組みを包括的にまとめた「JTグループ人権報告書」を発行しました。



ダイバーシティ&インクルージョンの一つの取組みとして、女性マネジメント比率については、40%を超えることを理想とし、「2030年までに女性マネジメント比率25%」というグループ目標を掲げ、一層取組みを推進していきます。

環境負荷の軽減

当社グループでは「JTグループ環境計画2030」を策定し、「エネルギー・温室効果ガス」「自然資源」「廃棄物」を計画の軸となる3つの重要領域として定めています。再生可能なエネルギーへの転換、温室効果ガスの削減、水資源の管理や森資源の保全、廃棄物による環境負荷軽減といった課題に取り組んでいます。

なかでも、脱炭素社会構築への責任を果たすことが一層重要であると考え、2022年2月に、「JTグループ環境計画2030」における「エネルギー・温室効果ガス」の目標を更新いたしました。当社グループは再生可能エネルギー由来の電力使用の拡大等を通じ、2030年までに当社グループ事業におけるカーボンニュートラルを達成します。そのうえで、2050年までにバリューチェーン全体でのネットゼロ実現に向けて、取組みをより一層強化・拡大してまいります。なお、2030年のGHG排出量削減目標は、国際的なイニシアチブであるSBTi (Science Based Targets initiative) の考え等に基づき策定しており、SBT (Science Based Targets) 認定取得に向けて準備を進めています。

これまでも当社グループでは、「JTグループ環境計画2030」に基づいて積極的に取組みを進めてきましたが、健全かつ持続可能で豊かな環境が将来に引き継がれるよう、ネットゼロ実現に向けて不断の努力を続けてまいります。



2020年には「気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD)」の提言に賛同しました。同提言に則り、気候変動が当社グループの事業活動に与えるリスクや機会についての把握と開示を一層進めてまいります。



国際的な環境情報開示のプラットフォームであるCDPより、気候変動、水セキュリティの2分野において最高評価「Aリスト」に3年連続で選定されました。本評価対象となった約13,000社のうち、気候変動と水セキュリティともに「Aリスト」に選定されたのは全世界で56社、日本で18社です。

- ・当社グループのサステナビリティの取組みの詳細につきましては、当社ウェブサイト (<https://www.jti.co.jp/sustainability/index.html>) よりご覧いただけます。
- ・当社のコーポレート・ガバナンスにつきましては、株主総会参考書類末尾の「【ご参考】当社のコーポレート・ガバナンス」をご覧ください。

10. 企業集団の主要な事業内容

区分	主な内容
国内たばこ事業	メビウス、セブンスター等を中心とするたばこ製品の製造、販売
海外たばこ事業	ウィンストン、キャメル等を中心とするたばこ製品の製造、販売
医薬事業	医療用医薬品の研究開発、製造、販売
加工食品事業	冷凍・常温食品、調味料、パン等の製造、販売

11. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
TSネットワーク株式会社	百万円 460	% 74.5	たばこ製品の配送
日本フィルター工業株式会社	百万円 461	100.0	たばこ製品用フィルターの製造、販売
JT International S.A.	千スイスフラン 923,723	(100.0)	たばこ製品の製造、販売
Gallaher Ltd.	千スターリング・ポンド 172,495	(100.0)	たばこ製品の製造、販売
鳥居薬品株式会社	百万円 5,190	53.5	医薬品の製造、販売
テーブルマーク株式会社	百万円 22,500	100.0	加工食品の製造、販売

- (注) 1. 出資比率欄の () 内の数字は、間接所有割合を示しております。
 2. 当年度末日において、上記の重要な子会社 6 社を含む連結子会社は 235 社、持分法適用会社は 13 社であります。
 3. 当年度末日において、会社法施行規則第 118 条第 4 号に定める特定完全子会社はありません。

12. 企業集団の主要な借入先

借入先	借入金残高
劣後特約付シンジケートローン	100,000百万円
農林中央金庫	40,000百万円
信金中央金庫	30,000百万円

- (注) 劣後特約付シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行をアレンジャー兼エージェントとする 4 銀行からなる協調融資です。

13. 企業集団の主要な営業所及び工場

(1) 当社

本社：東京都港区虎ノ門四丁目1番1号
 支社：北海道支社（北海道） 東北支社（宮城県） 上信越支社（群馬県） 北関東支社（埼玉県）
 東関東支社（千葉県） 東京支社（東京都） 神奈川支社（神奈川県） 北陸支社（石川県）
 東海支社（愛知県） 北関西支社（大阪府） 大阪支社（大阪府） 中国支社（広島県）
 四国支社（香川県） 九州支社（福岡県） 南九州支社（鹿児島県）
 工場：北関東工場（栃木県） 東海工場（静岡県） 関西工場（京都府）
 九州工場（福岡県） 友部工場（茨城県）

研究所：たばこ中央研究所（神奈川県） 葉たばこ研究所（栃木県） 医薬総合研究所（大阪府）

(注) 2021年2月9日付「たばこ事業運営体制の強化について」にて公表いたしましたとおり、当社九州工場につきましては、2022年3月末に廃止を予定しております。また、支社につきましては、2022年4月に15支社体制から47支社体制への再編を予定しております。

(2) 子会社

TSネットワーク株式会社（東京都） 日本フィルター工業株式会社（東京都）
 JT International S.A.（スイス） Gallaher Ltd.（イギリス）
 鳥居薬品株式会社（東京都） テーブルマーク株式会社（東京都）

(注) ()内は、本社所在地を示しております。

14. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況【連結】

区分	従業員数
国内たばこ事業	9,940名
海外たばこ事業	38,236名
医薬事業	1,354名
加工食品事業	4,878名
当社の全社共通業務等	973名
合計	55,381名

(注) 上記従業員数は、就業人員数で記載しております。

(2) 当社の従業員の状況【単体】

区分	従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	5,912名	229名減	44.6歳	19.5年
女性	1,242名	17名増	37.6歳	12.4年
合計又は平均	7,154名	212名減	43.4歳	18.3年

(注) 上記従業員数は、就業人員数で記載しております。

II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 8,000,000,000株

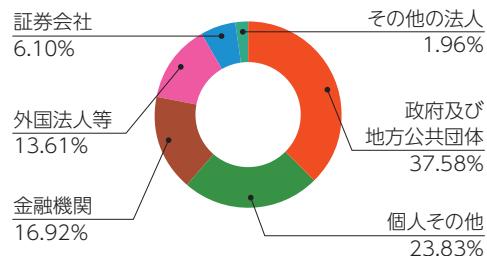
2. 発行済株式の総数 2,000,000,000株

(自己株式 225,475,301株)

3. 株主数 691,779名

4. 大株主

所有者別構成比（自己株式を除く）



株主名	持株数	持株比率
財 務 大 臣	666,925,200株	37.58%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	161,020,700株	9.07%
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	42,916,800株	2.42%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	41,665,100株	2.35%
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	21,441,841株	1.21%
バ ー ク レ イ ズ 証 券 株 式 会 社	18,443,300株	1.04%
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	17,641,100株	0.99%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託 受託者 株式会社日本カストディ銀行	17,428,100株	0.98%
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 7 7 1	12,397,794株	0.70%
三 菱 U F J モ ル ガ ン ・ ス タ ン レ ー 証 券 株 式 会 社	12,056,526株	0.68%

(注) 持株比率は、自己株式（225,475,301株）を控除して計算しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況

交付対象者	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	92,500株	4名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

- (注) 1. 当社の株式報酬制度には、譲渡制限付株式報酬とパフォーマンス・シェア・ユニットの2種類があります。内容につきましては、事業報告63頁から64頁をご参照ください。
2. 上記の株式数は、すべて譲渡制限付株式報酬として交付された株式数であります。当社は、当社の執行役員を兼務する取締役4名及び執行役員20名に対して譲渡制限付株式報酬として、2021年5月25日付で自己株式238,400株（うち、取締役分については上記92,500株）を処分しております。当事業年度においてパフォーマンス・シェア・ユニットとして交付された株式数はありません。

6. その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役会長	丹 呉 泰 健		株式会社大垣共立銀行 社外取締役 三菱UFJ信託銀行株式会社 社外取締役監査等委員
取締役副会長	岩 井 睦 雄		株式会社ベネッセホールディングス 社外取締役 TDK株式会社 社外取締役
代表取締役社長	寺 畠 正 道	最高経営責任者	JT International Group Holding B.V. Chairman and Managing Director
代表取締役副社長	見 浪 直 博	最高財務責任者 コミュニケーション担当	JT International Holding B.V. Supervisory Board member
代表取締役副社長	廣 渡 清 栄	コーポレート・医薬事業・食品事業担当	
取締役専務執行役員	山 下 和 人	コンプライアンス・サステナビリティ マネジメント・総務担当	
取 締 役	幸 田 真 音		作家 株式会社日本取引所グループ 社外取締役 三菱自動車工業株式会社 社外取締役
取 締 役	長 嶋 由 紀 子		株式会社リクルートホールディングス 常勤監査役 株式会社リクルート 常勤監査役 住友商事株式会社 社外監査役
取 締 役	木 寺 昌 人		丸紅株式会社 社外取締役 日本製鉄株式会社 社外取締役
常 勤 監 査 役	永 田 亮 子		本田技研工業株式会社 社外取締役
常 勤 監 査 役	山 本 博		
常 勤 監 査 役	三 村 亨		芝総合法律事務所 弁護士
監 査 役	大 林 宏		大林法律事務所 弁護士 大和証券株式会社 社外監査役 三菱電機株式会社 社外取締役 日本製鉄株式会社 社外取締役監査等委員
監 査 役	吉 國 浩 二		

- (注) 1. 取締役のうち、幸田真音、長嶋由紀子、木寺昌人の3氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち、三村亨、大林宏、吉國浩二の3氏は、社外監査役であります。
3. 取締役のうち、幸田真音、長嶋由紀子、木寺昌人の3氏及び監査役のうち、三村亨、大林宏、吉國浩二の3氏については、株式会社東京証券取引所が定める独立役員に指定しております。
4. 監査役 山本博氏は、当社監査部長を務め、吉國浩二氏は学校法人法政大学監事を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役 木寺昌人氏は、2021年3月24日付をもって新たに就任いたしました。
6. 取締役 渡邊光一郎氏は、2021年3月24日付をもって辞任いたしました。
7. 当社は、取締役（執行役員を兼務する取締役を除く。）及び監査役的全員と、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担する契約を締結しております。
8. 当社は、上記の取締役及び監査役的全員と、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、同項第2号の損失を補償するためには、確定判決

又は裁判上の和解の成立（これらと同等の手続的保障があると当社が認めるものを含む。）を前提とすることや、当社の人事・報酬諮問委員会の審議を経た上で取締役会にて決議するものとするにより、被補償者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

- 当社は、取締役、監査役及び執行役員全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険により被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金を填補することとしており、保険料は当社が全額負担しております。ただし、被保険者の犯罪行為や、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に関する当該被保険者自身の損害などは填補の対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。
- 当該事業年度終了後、執行役員を兼務する取締役の担当に変更があり（2022年1月1日付）、見浪直博氏は財務・Corporate Communications担当、廣渡清栄氏はコーポレート・サステナビリティマネジメント・医薬事業・食品事業担当、山下和人氏はコーポレートガバナンス・コンプライアンス担当となっております。

2. 取締役及び監査役の報酬等

(1) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	役員賞与	譲渡制限付 株式報酬	パフォーマンス・ シェア・ユニット	
取 締 役 (うち社外取締役)	1,462 (58)	540 (58)	549 (—)	191 (—)	183 (—)	10 (4)
監 査 役 (うち社外監査役)	158 (76)	158 (76)	— (—)	— (—)	— (—)	5 (3)
合 計 (うち社外役員)	1,621 (133)	698 (133)	549 (—)	191 (—)	183 (—)	15 (7)

- (注) 1. 役員賞与は、支給予定の額を記載しております。
 2. パフォーマンス・シェア・ユニットは、当期において費用計上すべき額を記載しております。
 3. 上記のうち、役員賞与及びパフォーマンス・シェア・ユニットは業績連動報酬等に該当します。
 4. 上記のうち、譲渡制限付株式報酬及びパフォーマンス・シェア・ユニットは非金銭報酬等に該当します。
 5. 上記には、2021年3月24日付をもって辞任した取締役1名を含んでおります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

1. 役員報酬の方針

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を含む役員報酬に関する方針については、独立性・客観性を担保するために、委員全員が執行役員を兼務しない取締役かつその過半数を独立社外取締役で構成する人事・報酬諮問委員会における審議・答申を踏まえ、取締役会にて決定しております。

当該方針において、役員報酬の基本的な考え方は以下のとおりとしております。

- ・優秀な人材を確保するに相応しい報酬水準とする
- ・業績達成の動機づけとなる業績連動性のある報酬制度とする
- ・中長期の企業価値と連動した報酬とする
- ・客観的な視点、定量的な枠組みに基づき、透明性を担保した報酬とする

2. 役員報酬の構成

・執行役員を兼務する取締役

日々の業務執行を通じた業績達成を求められることから、「基本報酬」「役員賞与」「譲渡制限付株式報酬」「パフォーマンス・シェア・ユニット」で構成しております。

報酬構成割合は、「役員賞与」及び「パフォーマンス・シェア・ユニット」が標準額であった場合、以下のとおりとなります。

	基本報酬	短期インセンティブ	中長期インセンティブ	
報酬構成割合 (注1)	基本報酬 33～42%程度	役員賞与 31～35%程度	譲渡制限付株式報酬 (注2)	パフォーマンス・シェア・ユニット (注2)
			25～33%程度	
支給形式	金銭		株式	株式 +金銭 (注3)

(注) 1. 取締役の職務ごとに異なる構成比率を幅で示しております。

2. 譲渡制限付株式報酬とパフォーマンス・シェア・ユニットの構成割合は3：1程度です。

3. パフォーマンス・シェア・ユニットは、納税資金として、50%を金銭で支給します。

4. 上記の図は、一定の会社業績及び当社株式の株価を基に算出したイメージであり、会社業績及び当社株式の株価の変動等に応じて上記割合も変動します。

・執行役員を兼務しない取締役（社外取締役を除く。）

企業価値向上に向けた全社経営戦略の決定と中長期的な成長戦略等実践のモニタリングを含む監督機能を果たすことが求められることから、業績連動性のある報酬とはせず、「基本報酬」に一本化しております。

・社外取締役

独立性の観点から業績連動性のある報酬とはせず、「基本報酬」に一本化しております。なお、2022年2月14日開催の当社取締役会において、本定時株主総会以降、人事・報酬諮問委員会の委員長を独立社外取締役の中から委員の互選によって決定すること、また、本委員会の委員長を務める社外取締役の報酬について、他の社外取締役の報酬水準に、本委員会の委員長の職責に応じた額を加算した水準とすることを決議しております。

・監査役

主として遵法監査を担うという監査役の役割に照らし、「基本報酬」に一本化しております。

<取締役・監査役の報酬体系>

		基本報酬	役員賞与	譲渡制限付株式報酬／パフォーマンス・シェア・ユニット
社内取締役	執行役員を兼務する取締役	○	○	○
	執行役員を兼務しない取締役	○	—	—
社外取締役		○	—	—
監査役		○	—	—

3. 役員報酬の総額の上限及び決定方法

当社の取締役（2021年度末時点9名）に対する報酬額については、2020年3月19日開催の第35回定時株主総会において承認決議を得ており、その内容は、取締役の総数に対して基本報酬及び役員賞与について年額11億円以内（うち社外取締役分は年額8千万円以内）とし（同決議時点において、本定めに係る取締役の員数は9名。うち社外取締役3名。）、当該報酬に加えて、執行役員を兼務する取締役（2021年度末時点4名）に対して付与する譲渡制限付株式報酬は年額2億1千万円以内（株式数としては115,200株以内）、パフォーマンス・シェア・ユニットは年額1億3千万円以内（株式数としては76,800株以内）となっております（同決議時点において、本定めに係る取締役の員数は4名。）。

また、監査役（2021年度末時点5名）に対する報酬額については、2019年3月20日開催の第34回定時株主総会において承認決議を得ており、監査役の総数に対して年額2億4千万円以内となっております（同決議時点において、本定めに係る監査役の員数は5名。）。

取締役の個人別の報酬等の額の決定にあたっては、第三者による企業経営者の報酬に関する調査に基づき、規模や利益が同水準で海外展開を行っている国内大手メーカー群の報酬水準をベンチマーキングすることとしております。具体的には、基本報酬額の水準及び年次賞与・中長期インセンティブの変動報酬割合をベンチマーキングしたうえで、人事・報酬諮問委員会での審議を踏まえ、社内規程に定める各種算定方式に従って、株主総会で承認された報酬上限額の範囲内において、決定することとしております。現時点においては、取締役の個人別の報酬の額について、当社の経営及び全社業績を俯瞰し各取締役の職務執行状況による評価を考慮して決定を行うには代表取締役社長が適していると判断し、その決定を委任することとしております。

当年度における報酬についても、人事・報酬諮問委員会における審議内容に則って、基本報酬、賞与、譲渡制限付株式の割当てのための金銭報酬債権及びパフォーマンス・シェア・ユニットの割当てのための金銭報酬債権に関する取締役の個人別報酬額を社内規程に定める各種算定方式に従って、代表取締役社長 寺島正道が決定しており、取締役会として、その内容が上記1.に記載した決定方針に沿うものであると判断しております。

また、監査役の報酬についても、同様にベンチマーキングしたうえで、株主総会で承認された報酬上限額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

4. 役員報酬の内容

・基本報酬について

職務に応じた額を月例で支給いたします。執行役員を兼務する取締役については、持続的利益成長に繋がる役員個々の業務執行・行動を通じた業績達成を後押しする観点から、個人業績評価を反映させることとしております。期首に社長との面談を通じた目標を設定し、期末に実施する個人業績評価の結果に応じて、一定の範囲内で翌年度の基本報酬を変動させる仕組みとしております。ただし、社長については、個人業績評価は実施いたしません。

・役員賞与について

単年度業績を反映した金銭報酬として、執行役員を兼務する取締役に對して役員賞与を支給いたします。賞与の算定に係る指標は、持続的利益成長の基盤である事業そのもののパフォーマンス及び利益成長の達成度を株主の皆様と価値共有する観点から、為替一定ベースの調整後営業利益と当期利益を設定しております。為替一定ベースの調整後営業利益と当期利益の業績結果適用の割合はそれぞれ75%、25%としており、当該指標の達成度合いに応じた支給率は、0～200%の範囲で変動します。なお、支給対象である取締役に一定の非違行為があった場合には、当該役員は支給済みの役員賞与の一部を会社に返還することとしております。

当年度における役員賞与に係る全社業績の評価指標及び実績は以下のとおりです。

全社業績の評価指標（連結）	2021年12月期	
	目標	実績
為替一定ベースの調整後営業利益	5,120億円	5,984億円
当期利益（親会社所有者帰属）	2,400億円	3,385億円

・譲渡制限付株式報酬について

譲渡制限付株式報酬制度は、株主の皆様との更なる価値共有や中長期的な企業価値向上を企図した株式報酬制度です。執行役員を兼務する取締役を対象とし、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として毎事業年度において金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより、当社普通株式の割当てを受けます（割当ては、自己株式処分の方法により行います。）。譲渡制限期間は30年間であり、譲渡制限期間中であっても、当社取締役その他当社取締役会が別途定める役職のいずれからでも退任した場合に、本割当株式の譲渡制限を解除します。個人別の報酬の額については、取締役の役割や基本報酬の額等を総合的に勘案して決定しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職の状況

区分	氏名	兼職先	役職
取締役	幸田真音	作家	
		株式会社日本取引所グループ	社外取締役
		三菱自動車工業株式会社	社外取締役
	長嶋由紀子	株式会社リクルートホールディングス	常勤監査役
		株式会社リクルート	常勤監査役
		住友商事株式会社	社外監査役
木寺昌人	丸紅株式会社	社外取締役	
	日本製鉄株式会社	社外取締役	
監査役	三村亨	芝総合法律事務所	弁護士
	大林宏	大林法律事務所	弁護士
		大和証券株式会社	社外監査役
		三菱電機株式会社	社外取締役
		日本製鉄株式会社	社外取締役監査等委員

(注) 上記兼職先と当社との間に、特記すべき事項はありません。

(2) 社外役員の当該事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	幸田真音	幸田氏は、当該事業年度に開催した13回の取締役会のすべてに出席しました。また、同氏は、国際金融に関する高い識見や、政府等の審議会委員等を歴任された幅広い経験に加え、作家活動にて発揮されている深い洞察力と客観的な視点に基づき、当社グループのコーポレート・ガバナンス向上へ貢献することが期待されていたところ、財務、IR等に関する助言・提言を行うなど、社外取締役としての職責を十分に果たしました。
	長嶋由紀子	長嶋氏は、当該事業年度に開催した13回の取締役会のすべてに出席しました。また、同氏は、事業創発や人材派遣領域等の幅広い領域での事業執行・企業経営の経験と、監査役としての経験に基づく客観的な視点に基づき、当社グループのコーポレート・ガバナンス向上へ貢献することが期待されていたところ、事業戦略や事業運営体制等に関する助言・提言を行うなど、社外取締役としての職責を十分に果たしました。
	木寺昌人	木寺氏は、2021年3月24日就任以降の当該事業年度に開催した9回の取締役会のすべてに出席しました。また、同氏は、長年に亘り、外務省を中心とした官界における要職を歴任し、外交等を通じて培われた豊富な国際経験と国際情勢等に関する高い識見に基づき、当社グループのコーポレート・ガバナンス向上へ貢献することが期待されていたところ、海外たばこ事業におけるカンントリーリスク等に関する助言・提言を行うなど、社外取締役としての職責を十分に果たしました。
監査役	三村亨	三村氏は、当該事業年度に開催した13回の取締役会のすべてに出席し、また、15回の監査役会のすべてに出席し、金融、グローバルなリスクマネジメント、地政学、企業法務等の深い見識に基づき、当社の危機管理体制を含むガバナンス体制等に関する助言・提言を行うなど、監査役としての職責を十分に果たしました。
	大林宏	大林氏は、当該事業年度に開催した13回の取締役会のすべてに出席し、また、15回の監査役会のすべてに出席し、法曹界等における豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の内部通報体制を含むガバナンス体制等に関する助言・提言を行うなど、監査役としての職責を十分に果たしました。
	吉國浩二	吉國氏は、当該事業年度に開催した13回の取締役会のすべてに出席し、また、15回の監査役会のすべてに出席し、事業部門・間接部門全般に精通した経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の組織風土を含むガバナンス体制等に関する助言・提言を行うなど、監査役としての職責を十分に果たしました。

(3) 社外役員の報酬等の総額

区 分	社外取締役		社外監査役		計	
	員 数	報酬等の額	員 数	報酬等の額	員 数	報酬等の額
基 本 報 酬	4名	58百万円	3名	76百万円	7名	133百万円

(注) 上記には、2021年3月24日付をもって辞任した取締役1名を含んでおります。

Ⅳ 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

2. 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当社の当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の監査業務に係る報酬等の額	330百万円
②公認会計士法第2条第1項の監査業務以外の業務に係る報酬等の額	33百万円

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 480百万円

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役は、会社が会計監査人と監査契約を締結する際に、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、会計監査人に対する報酬等の額、監査担当者その他監査契約の内容が適切であるかについて、検証いたしました。

また、監査役会は、前述の検証を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、同意することが相当であると判断いたしました。

- (注) 1. 当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツとの間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記(1)①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は会計監査人有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるサステナビリティマネジメントに関するアドバイザリー業務及び社債発行に関するコンフォートレター作成業務等を委託し、対価を支払っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、JT International S.A.及びGallaher Ltd.は、Deloitte LLPの監査を受けております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合、監査役全員の同意により、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、当社は、上記のほか、会計監査人が継続してその職責を全うするうえで重要な疑義を抱く事象が発生した場合、監査役会が会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結財政状態計算書 (2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産		流動負債	
現金及び現金同等物	721,731	営業債務及びその他の債務	555,777
営業債権及びその他の債権	456,587	社債及び借入金	142,901
棚卸資産	563,182	未払法人所得税等	30,794
その他の金融資産	17,254	その他の金融負債	28,342
その他の流動資産	562,034	引当金	24,858
小計	2,320,789	その他の流動負債	717,653
売却目的で保有する非流動資産	500	流動負債合計	1,500,326
流動資産合計	2,321,289	非流動負債	
非流動資産		社債及び借入金	775,721
有形固定資産	755,843	その他の金融負債	43,885
のれん	2,060,965	退職給付に係る負債	296,176
無形資産	307,152	引当金	22,867
投資不動産	4,985	その他の非流動負債	179,195
退職給付に係る資産	53,177	繰延税金負債	69,959
持分法で会計処理されている投資	41,721	非流動負債合計	1,387,803
その他の金融資産	108,658	負債合計	2,888,128
繰延税金資産	120,419	資本	
非流動資産合計	3,452,920	資本金	100,000
資産合計	5,774,209	資本剰余金	736,400
		自己株式	△490,899
		その他の資本の構成要素	△400,086
		利益剰余金	2,863,843
		親会社の所有者に帰属する持分	2,809,258
		非支配持分	76,823
		資本合計	2,886,081
		負債及び資本合計	5,774,209

連結損益計算書 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：百万円)

科目	金額
売上収益	2,324,838
売上原価	△956,861
売上総利益	1,367,976
その他の営業収益	15,622
持分法による投資利益	3,997
販売費及び一般管理費等	△888,574
営業利益	499,021
金融収益	19,013
金融費用	△45,645
税引前利益	472,390
法人所得税費用	△132,208
当期利益	340,181
当期利益の帰属 親会社の所有者	338,490
非支配持分	1,691

貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	468,113	流動負債	767,305
現金及び預金	238,127	買掛金	5,675
売掛金	37,614	1年内償還予定の社債	30,000
有価証券	20,000	1年内返済予定の長期借入金	30,000
商品及び製品	26,768	リース債務	2,050
半製品	83,612	未払金	124,329
仕掛品	1,725	未払たばこ税	69,066
原材料及び貯蔵品	29,364	未払たばこ特別税	8,298
前渡金	1,714	未払地方たばこ税	78,114
前払費用	5,669	未払法人税等	10,910
関係会社短期貸付金	4,967	未払消費税等	30,596
その他	18,579	キャッシュ・マネージメント・システム預り金	360,786
貸倒引当金	△24	賞与引当金	5,898
固定資産	2,019,866	その他	11,584
有形固定資産	182,690	固定負債	375,978
建物	77,170	社債	125,000
構築物	2,404	長期借入金	140,000
機械及び装置	41,889	リース債務	3,061
車両運搬具	832	退職給付引当金	102,960
工具、器具及び備品	11,898	その他	4,957
土地	48,113	負債合計	1,143,283
建設仮勘定	384	(純資産の部)	
無形固定資産	226,457	株主資本	1,337,977
特許権	91	資本金	100,000
商標権	65,629	資本剰余金	736,400
ソフトウェア	14,818	資本準備金	736,400
のれん	143,084	利益剰余金	992,476
その他	2,834	利益準備金	18,776
投資その他の資産	1,610,719	その他利益剰余金	973,700
投資有価証券	19,136	新事業開拓事業者	
関係会社株式	1,492,833	投資損失準備金	356
関係会社長期貸付金	51,299	圧縮記帳積立金	37,715
長期前払費用	7,881	圧縮記帳特別勘定	425
繰延税金資産	28,751	繰越利益剰余金	935,204
その他	14,998	自己株式	△490,899
貸倒引当金	△4,179	評価・換算差額等	5,517
資産合計	2,487,979	その他有価証券評価差額金	5,833
		繰延ヘッジ損益	△316
		新株予約権	1,202
		純資産合計	1,344,696
		負債純資産合計	2,487,979

損益計算書 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		592,220
売上原価		154,227
売上総利益		437,993
販売費及び一般管理費		344,154
営業利益		93,839
営業外収益		
受取利息	91	
受取配当金	182,091	
その他	8,660	190,842
営業外費用		
支払利息	1,697	
社債利息	2,188	
その他	1,986	5,871
経常利益		278,809
特別利益		
固定資産売却益	6,688	
その他	101	6,789
特別損失		
固定資産売却損	103	
固定資産除却損	3,263	
減損損失	1,402	
事業構造強化費用	31,592	
葉たばこ廃作協力金	6,560	
社債償還損	4,105	
その他	2,371	49,397
税引前当期純利益		236,202
法人税、住民税及び事業税	30,996	
法人税等調整額	△11,690	19,306
当期純利益		216,896

連結計算書類に係る会計監査人監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月15日

日本たばこ産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	丸地	肖幸
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石川	航史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松下	陽一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本たばこ産業株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、日本たばこ産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年2月15日

日本たばこ産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 丸地 肖幸
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石川 航史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 松下 陽一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本たばこ産業株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針に係る事項に関する注記及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書及び連結持分変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備及び運用への取組みは相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月16日

日本たばこ産業株式会社 監査役会

常勤監査役 永田 亮子 ㊟

常勤監査役 山本 博 ㊟

常勤監査役 三村 亨 ㊟

監査役 大林 宏 ㊟

監査役 吉國 浩二 ㊟

(注) 常勤監査役 三村 亨、監査役 大林 宏及び吉國 浩二は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

第37回定時株主総会 会場ご案内図

場所

**ザ・プリンス
パークタワー東京
地下2階
「ボールルーム」**

東京都港区芝公園四丁目8番1号
電話 (03) 5400-1111 (代表)

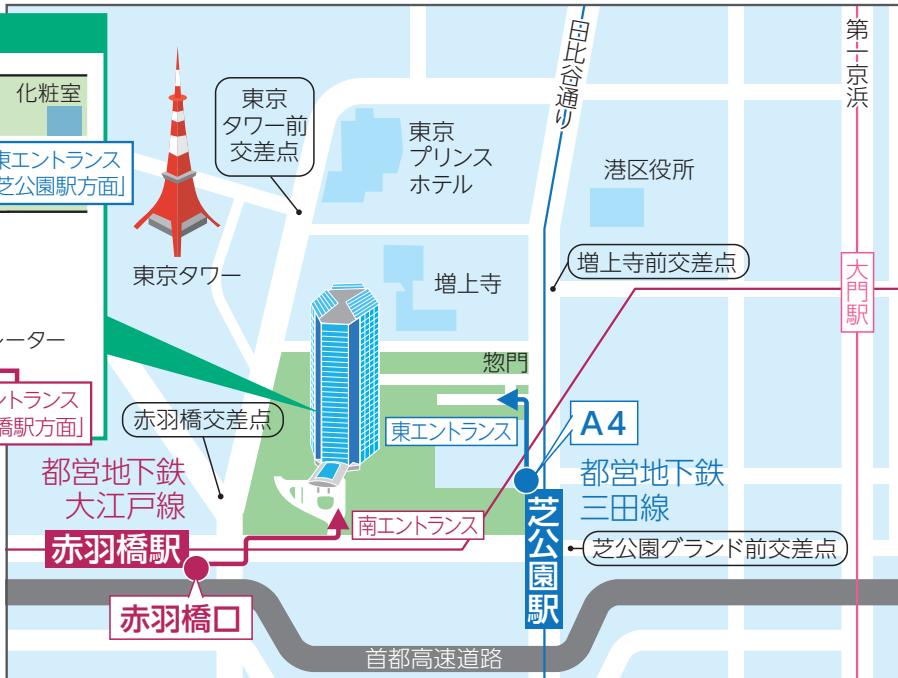
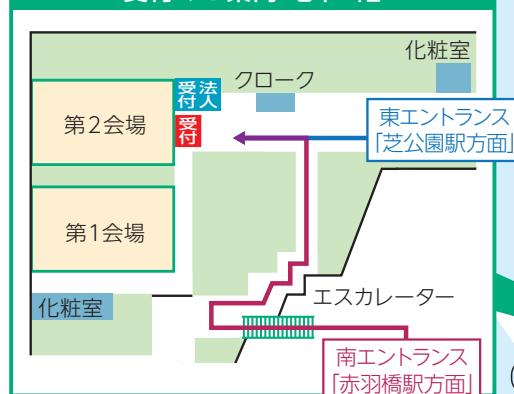
開催日時: 2022年3月23日 (水)
10:00~(受付開始9:00)



交通機関のご案内

- 都営地下鉄「三田線」にて
芝公園駅 A4出口から …………… 徒歩**7分**
(**東エントランス**経由) 会場まで)
- 都営地下鉄「大江戸線」にて
赤羽橋駅 赤羽橋口出口から …………… 徒歩**10分**
(**南エントランス**経由) 会場まで)

受付のご案内 地下2階



※議決権行使書をお手元にご準備の
うえ、受付をお願い申し上げます。

※議決権行使書をお忘れの株主様、
法人の株主様は、**法人受付**まで
お越しください。

新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、株主の皆様の安全を最優先に、株主総会へのご来場を見合わせていただき、事前にインターネット又は郵送により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

※株主総会のお土産はご用意しておりません。

お願い：お車でのご来場はご遠慮願います。
「東京プリンスホテル」ではございませんので、お間違のないようご注意ください。

